

令和3年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和3年6月11日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で30項目であります。

一般質問の通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

○議会事務局長（八代敏彦君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧くださいと思います。

質問順1、1番、菅野朝興議員の（1）コロナの家庭内感染の拡大防止の呼びかけを、質問順2、8番、須藤浩二議員の（1）新型コロナウイルス対応について、質問順8、9番、上野信直議員の（1）64歳以下のワクチン接種の時期と優先順位を伺うの3項目が同趣旨扱い。

次に、質問順1、1番、菅野朝興議員の（2）花火の里ニュータウンの利活用と周知を、質問順7、10番、角田勝議員の（3）滝ノ台団地の販売促進と若者定住化住宅の建設で人口増を図るべきの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順1、1番、菅野朝興議員の（4）旧小学校の跡地で、町内の活性化を、質問順7、10番、角田勝議員の（6）山小、里小の跡を活用するためのプロジェクト事業を立ち上げ検討すべきの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順1、1番、菅野朝興議員の（5）お米の地産地消推進をと、質問順3、2番、兼子長一議員の（1）令和3年産米価の下落見込みに対する対策について、質問順7、10番、角田勝議員の（1）農家へのコロナ被害対策を具体化し、支援をすべきの3項目が同趣旨扱い。

次に、質問順4、5番、岡部宗寿議員の（1）城山を中心に、地元にある観光資源を利活用できないかについて、質問順7、10番、角田勝議員の（5）町にある名木や自然、旧跡、建造物（狛犬など）、そして即身仏等を生かして町の活性化を図ることの2項目が同趣旨扱いでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらに明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、菅野朝興君、（1）コロナの家庭内感染の拡大防止の呼びかけをの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） コロナの家庭内感染の拡大防止の呼びかけをということで、コロナ感染症の流行が1年を経過しました。そして、家庭内での感染の拡大も、その一つの原因ではないかと考えられています。ですが、なかなか家庭内での予防となると難しい面があるかと思えます。しかし、できる限りの予防はしたほうがよいかと思えます。

その中でも、トイレの前後にドアノブを触ったら、手の消毒と便座の消毒。食事をする場所では、食前食後のテーブルの消毒などが有効であると聞いております。このような周知も必要であるかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、8番、須藤浩二君、（1）新型コロナウイルス対応についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 新型コロナウイルス対応について、3点お伺いいたします。

現在65歳以上の接種が行われているが、今後の接種スケジュールはどのようになっているのか。

2点目、今回の65歳以上の接種で発生した問題点や改善点はどのようなものがあったのか。

3点目、延期となってしまった成人式を今後どのような方法で開催するのか。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、9番、上野信直君。（1）64歳以下のワクチン接種の時期と優先順位を伺うの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 新型コロナのワクチン接種について、3点伺います。

1点目です。65歳以上の方の第1回目のワクチン接種が無事終わりました。「スムーズだったし、案内の人も明るく親切でよかった」とうれしい声何人の方から寄せられました。入念に準備をされ対応された関係者の皆様に、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

お尋ねしたいのは、この1回目の接種について、町としてはどう評価し、改善点があれば何だと考えておられるのか伺います。

2点目です。64歳以下の若い世代のワクチン接種はいつ頃になる見通しなのか。その対象者は何人になるのか、伺います。

3点目です。64歳以下の接種に当たっては、やはり優先順位を考えるべきではないでしょうか。よく基礎疾患のある方などが言われていますが、例えば、接種に当たるスタッフの皆さんは接種を受けていないと聞いていますが、仕事柄、優先的に接種を受けてもらうべきではないでしょうか。同様に、学校、こども園、児童クラブの先生などは、先に接種をという町民の声もあります。優先順位について考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新型コロナウイルス感染症関連の同趣旨のご質問として、それぞれにお答えいたします。

まず、1番議員にお答えいたします。

現在も新型コロナウイルス感染症の流行が止まらず、全国的にも感染者が多くなっております。

昨年町でも感染予防・拡大予防の方法について、広報誌やホームページ、防災無線、回覧、地域サロン等を通じ情報提供し、周知徹底しているところであります。

家庭内の感染防止についても既に周知しておりますが、今後もマスクの着用、密を避ける会食、不要不急の外出、手指の消毒といった基本的な予防に併せ、さらなる周知徹底に努めていきたいと思っております。

次に、8番、須藤議員の1点目と、9番、上野議員の2点目についてお答えいたします。

現在の65歳以上の接種については、1回目が5月20日から26日、2回目が6月10日から16日までとなっております。2回の接種が終了します。その後、前回の予約から外れてしまった希望者約250名に接種するためにもう一度日程を設定し、7月23日に終了する予定です。その後、医師や接種会場のスケジュールを調整し、十分に体制を整え、協議しながら、接種時の混乱を避けるため、8月以降には段階的に年齢を区切るなどして、64歳以下約3,300人の接種を進めていきたいと思っております。

次に、8番、須藤議員の2点目と9番、上野議員の1点目についてお答えいたします。

65歳以上の接種で発生した問題点は、予約受付当初に電話がつながりにくく、保健センターでの直接予約に予想以上の方が訪れてしまい、混雑し、やや密な環境になってしまった点と、当初7割近くの接種率を見込んでいましたが、予約時点で7割を超えてしまった点です。改善点では、早急に医師と協議し、1日に予約できる人数を20人増やし、予備日程も追加し、当初の1,360人から294人分を増やし、8割近くの1,654人として対応しました。予約待機者が出てしまい、接種希望者は現在9割近くになっておりますが、希望する方が全員接種できるように進めていきたいと思っております。

次に、8番、須藤議員の3点目についてお答えいたします。

5月2日に成人式の開催を予定しておりましたが、出席者の約半数が県外在住で、特に首都圏在住が占めており、まん延防止等重点措置が適用されたことにより、やむを得ず延期としたものです。

今回の開催時期につきましては、出席者でつくる成人式実行委員会と町の担当課である教育委員会社会教育課にて、その後も幾度か打合せをしておりますが、先ほど申しあげました県外在住の方もおり、3連休の中日が帰省の関係からいってもよいのではとの報告を受けております。

なお、式典につきましては、従来どおりの出席者が一堂に会しての開催が理想ではありますが、今後の感染状況によってですが、さらなる延期は考えず、オンラインのライブ配信や出席者を限定するなどの方法で開催したいと考えております。

どういう形であれ、人生の大事な節目である成人式を、町は感染予防対策を徹底し、多くの成人者が安心して出席できるようにしてあげたいと考えております。

次に、9番、上野議員の3点目についてお答えいたします。

現在の65歳以上の接種時にも、並行し優先順位の高い高齢者施設であるさぎそう職員、介護事業所である社会福祉協議会職員について、接種の意志を確認し、リスト化し、接種をしているところです。これと同様に、64歳以下の接種時から、接種に当たるスタッフ、小・中学校、こども園、児童クラブの先生なども接種できるようスケジュール調整し、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 町長からは、家庭内の感染拡大予防ということで、密を避けて、手指の消毒、マスク、外出自粛ということでお伺いいたしましたが、ここにできればトイレということ、トイレのところも消毒、そして食事するところのテーブルの消毒ということも、追加項目として入れていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いろんなチラシで回っていると思いますが、改めてトイレ、あるいは食事の前、食事後にも消毒できるように回覧みたいのを回していきたいと思っております。

いつもご協力ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（菅野朝興君） 大丈夫です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず1点目、65歳以上の今後のスケジュールということで、答弁をいただきました。順次、9月ぐらいになるのかなというような町での予想ということで、そこで再質問でございます。

まず1点目についてですが、1回目の接種がまだ終わっていない人が200名近くいると、把握しているのは何人なのか。町民の方からは、65歳以上の接種で全員分のワクチンが確保されているという認識であったはずなんです。それを前の議会でも予約に関しては電話予約では対応できるのかと、そのときに専門の回線を引いて対応するということがあったが、結局は容量オーバーになって直接保健センターに駆けつけた人がいると、そのような現状を聞いている。今後、接種1回目で、まだ、終わっていない人がいる中で、2回目が終了している人もいます。町民の中にはかなり不安が残っている、そのような状況だと思います。

それを踏まえて、今度65歳の接種が、じゃ、いつになるんだと、全然、先が見えていない。昨日のテレビ報

道、また今日の新聞の紙面上で東京の大規模接種センターで、全国の人の接種を受け付けるという発表がなされました。それに向けて浅川町はどう動くのか。64歳以下の方の接種券を早急に用意しなければならない、それをいつまでに対応できるのか。すごい、町にとって一番忙しいとも言えるこの7月、8月にこういう予定をやらなきゃならない。対応をどう考えているのか、町長。

そして、2点目の改善点や問題点などについては、今もお話ししましたが、予約電話が繋がらない。接種人数を、当初7割を予定していた。それであれば、町長、最初にその65歳以上の方の予約を取るときに、7割しかないよ、ワクチンは7割しかないよと言ったらばどうでした、町民すごいパニックになっていましたよ。後からの200人の方、こう言っていました。何にも聞かされていない、あるもんだと思っていた、慌てる必要がないから予約をするのを混んでいるのを聞いているから余裕を持っていた、ところが7割しかなかった、なんだ、俺、詐欺にあったんじゃないかと、そういう声が聞こえていますよ、町長。笑い事じゃない、町長は1回目も終わって、2回目も終わったんでしょ。だから、そういう笑えるんでしょ。1回目受けていない人は、死に物狂いですよ、これ。本気で、何で俺は受けられないんだ、7割しかないって何で言わなかったんだ、そういう声が聞こえています。

3点目、5月2日予定していたが、町外から来る方が8割だと。ですから、間際で判断をして延期をしたと。次回は延期はなしでオンラインでと言っていますが、待っている親御さんからすれば、キャンセルすればお金を取られる、延期、延期と言われて、じゃあいつやるんだと、3連休というのは、いつの3連休なのですか、町長。人生の節目ですよ、「せつめ」じゃなくてね、節目。人生の節目である成人式。ほかの町村では、もうオンラインでとっくに開催していますよ。その中で、なぜ、延期、延期とか、こういうずれが出ている。ずれが出ている中で担当課長が動いちゃってどうするんですか、これ。新任の担当課長だって、あたふたしましたよ、これ。その点、再質問でよろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、8番議員に申し上げます。私がコロナ接種を2回受けたというのはどこの情報だか知りませんが、確信を持って言っていたかと思っております。私は、2回目は受けておりませんから。あと、そのことをまず削除していただきたい。

まず、1点目。65歳以上は、先ほど申したとおりに7月23日に一応終わる予定であります。とにかく今、8番議員も知っているとおりに、まず初めての経験である、そして職員がまず普通の業務をこなしながらの違うコロナで大変苦勞しております。とにかく、町民から苦情が出ないように、一生懸命やっているのはご存じだと思っております。とにかく、今待機している250名ですね、とにかく一日も早く接種できるように心がけております。

あと、2点目の電話予約。確かに当初、第1日目は、予約電話、あるいは保健センターに来た関係で物すごい人数が殺到いたしました。保健センターにも約200人前後が来たかなと思いますが、職員が機転を利かせて整理券を配って、大きな混雑はありませんでした。昨日から始まりましたが、私も2回ほど行っておりまして、今スムーズに、おかげさまでいっております。64歳以下も、何とか全員が接種できるように、そしてまた、混雑しないように、ぜひ職員とともに、そしてまた、皆さんの協力を得てやっていきたいと思っております。

あと、3点目は、これは私が日にち決めるわけではないですよ、これは。あるいは、担当課が決めるわけ

ではございません。これは、実行委員会が決めることでありまして、私は延期とか、今回は何月何日とか、申し訳ありませんが、一言も口を出しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長、失礼しました。2回目を打っていない、1回目だけだということで、申し訳ございませんでした。

再質問の漏れがあったんですが、それは担当課長からまず聞いて、私再々質問したいんですが、どうですか、議長。答弁漏れが……

○議長（円谷忠吉君） 許します。

○8番（須藤浩二君） じゃ、答弁漏れで、東京での接種の対応、それをお伺いしたいです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その大規模接種センター、今、東京、大阪などでやっておられますが、そちらが、こちらの方も受けられるという情報に関しましては、再度事実を確認して、国の動向を見極めていきたいと思えます。さらに、それに伴いまして64歳以下の接種券も必要となるということですから、先ほど町長答弁にもありましたように、今段階的に65歳の計画のめどが立ちまして、あと漏れている人をまたどうするかということも含めまして、検討していきたいと思えます。そういう大規模接種センターの件も検討材料に入れて、国の動向を見極めながら検討し、なるべく早く8月以降64歳以下の接種ができるように、前向きに検討して頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） じゃ、再々質問をさせていただきます。

町長、いろんな意味で、初めての経験だ、だから、その、まあというのは分かるんですけども、今までの議会で、初めてのケースだから専門部署をつくってはいかがかということ、私再三言っていますよ。なぜ専門部署をつくらないんですか。当たり前でしょう、職員が通常の業務をしながらコロナ対応もする、そんなの百も承知だったです。それを前提に専門部署をつくって、この接種に向けたらいいんじゃないですかということ、何回も提案しているんです。町長が今答弁言ったのは、それ何回も同じことですよ。日常の業務がある、だから、職員さんは全員、持てる力を100%、120%出してやっているのは十分承知ですよ。だから、そのキャパを超えた部分を、じゃ、どうやって改善していくんだと、改善しないでこのままやるんですか、町長。キャパオーバーですよ、もう、職員の能力を超えていますよ。ですから、それを補えるように改善して、これから64歳以下の接種に向けて、新たにまた会議を開いて、じゃ、こうしよう、ああしよう改善していく、その中で専門部署をつくるのは、私は当たり前のことだと思うんですがね、要検討していただきたいと思えます。

あと、これからの成人式、私が決めるんじゃない、実行委員会だと。町長、それは逃げでしょう。じゃ、実行委員会で今までやるという判断だったものをやらないと判断したときに、町はそこで関与しているんですよ。担当課も一緒に話し合いをしているんですよ。そこで、私が決めるんじゃないじゃなくて、やはりそこは、実行委員会と話し合いをして、そういう選択を選んだと言ったほうが、私は大人じゃないかなと思うんですよ。3連休って、いつの3連休にやるんですかということ。それもさっき聞きましたよ。いつの3連休にやるんで

すか。オンラインでやるし、きっちり感染症の、今回のコロナがはやった段階から、他町村ではオンラインとかいろいろもうやっているんですよ、最初の1月の、棚倉町はもう1月の成人式でオンラインでやっているんですよ。それを5月の延期のときも、それすら検討しなかった。親御さんは、もうあたふたですよ、5月の連休。何で今頃になって延期なの、中止なの。そういう思いをもうちょっと酌んでいただきたい。

最後の質問になるんで、よく答弁漏れのないようにお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 専門部署をつくるということではありますが、全庁挙げてやっております。それで、そのほかに人を採用したり、保健師を確保したり、様々なことをやっております。今後もし、第1回目の改善に向けては、今様々な検討をさせていただいております。もし、答弁漏れがあれば、課長より答弁させていただきます。

あと、その実行委員会、私が日程を決めるわけではございません、もう一度申し上げます。それで、まず担当課より答弁をさせていただきます、今までの経過はどうなっているのか。何でも町長が決めれば、そんな楽なことありませんが、やはり成人式ですから、実行委員会というのがあるんです。やっぱり実行委員会を優先にしなければ、私は駄目だと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 申し上げます。傍聴者の方は、静粛に願います。

社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

3点目の成人式の件なんですが、答弁につきましては、先ほど1点目の町長答弁のとおりなんですが、具体的に申し上げますと、町主催となっております。その中で、その一端として、実行委員会も担っていただいております。次期の開催につきましては、先ほど町長答弁申し上げた3連休の中日を予定しておりますが、暦を見ますと、結論的に言いますと9月、10月、こちら辺がベターかと思っております。今後、今月議会上がりなんですが、今月から早速実行委員会の方と協議をいたしまして、それに向けて進めていきたいと思っております。

再度申し上げますが、どういう形であれ、人生の節目である成人式を今度こそは必ず開催したいと、実行委員とともに考えているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 再質問します。

まず1点目、65歳以上の接種に当たっての改善点として、予約の当初の混雑があったということでもあります。64歳以下の方々の接種は3,300人と人数は多いんですけども、比較的若い世代ですのでネット予約が主流になるのかなというふうに思います。若干、緩和はされるんだろうけれども、しかしやはり、この件は、当初の混雑がないように、期間がありますので、十分検討すべきだというふうに思います。考えを伺います。

それから、改善点の2点目として、待機者が出てしまったと、250人ぐらいですか、待機者が出てしまったという問題であります。これは私の記憶によれば、土壇場になって県のほうから、ワクチンを1箱減らされたら、こういう経過があったというふうに思います。ワクチンを配分するのは、恐らく福島県の権限なのかな、

国から県に来て、県が配分するという形になっているんだと思いますけれども。ですから、今回のそういう苦い経験を踏まえて、県にはきちんと必要ですと、こちらから申し上げた分をきちんと下さいということを、強く言うべきではないかというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

3つ目ですが、64歳以下の世代の接種が8月以降になるということでもあります。しかし、日本では、8月というとお盆の前後で区切るんですね。お盆前かお盆後かというのは、これは大きな問題になると思うんですけれども、どういう見通しなんでしょうか。町としては、お盆前にやっちゃう、こういう考えなんでしょうか、それとも、これはお盆後になる可能性が高いなという状況なんでしょうか。伺いたいと思います。

次、4つ目として、ワクチンの優先接種の件ですけれども、学校の先生方等々については優先接種を考えたということでもあります。これはこれで、ちょっと問題がないわけではないんですよ。例えば学校の先生は、浅川町の住人とは限りませんので、やはり他町村とその点は連携して、他町村でも学校の先生は優先的にやろうという、一緒に取り組むと、こういう姿勢がこれは必要になってくるんじゃないかというふうに思うんです。こども園の先生も町外の先生がいらっしゃれば、そういうことになると思います。児童クラブの先生は、恐らくほとんど町内の方なのかなというふうに思いますので、町単独でできると思うんですけれども、学校ではそういう問題がありますので、そういう点もぜひ考えながら取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、考えを伺います。

それから、優先接種の中に、やはり接種の会場にいらっしゃるスタッフの方、この方にはやはり優先的に受けてもらうべきだというふうに思うんです。私、1回目の接種に行ったときに、スタッフの方に言われましたよ、私らは受けていないんですって。本来、受けてしかるべきだと思うんですよ、本当に多くの人に接するわけですから。ですから、スタッフの方も、特に保健センターの職員の皆さん、こういう方々には優先的に、私は受けてもらうべきだというふうに思うんですが、以上、お尋ねをします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目が、今後、電子予約を含めて案内するなど準備を進めてまいりたいと考えております。

そしてまた、2点目が、ワクチンが1箱減らされた、誠にそこに尽きると思います。本来であれば、250名も接種できたはずであります。1箱減らされたおかげで、大変苦慮しているのは事実でございます。本当に、この1箱言っていたいただきありがとうございます。

また、3つ目の64歳以下は8月以降になるってことですが、やはり角田先生の都合もあり、今後角田先生方、そして関係者方と相談をしながら、進めていきたいと思っております。

また、4つ目、5つ目はワクチン接種の優先順位。当然、他町村と連携しながらやっていきたいと思っております。そして、最後に言われた会場の方々の、スタッフにはできるように、これも関係者とやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） おおむね了解しましたが、2点目の1箱減らされたということは、それで苦慮しているんだということでもありますけれども、私がお尋ねをしたのは、減らさないでくださいと県にきちんとこちらが

必要だという分を下さいということをお願いしたいということなのですが、その点について再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、今度は全員が接種できるように必ず県のほうに連絡させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、1番、菅野朝興君、（2）花火の里ニュータウンの利活用と周知をの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 花火の里ニュータウンの利活用と周知をということで、お話をさせていただきます。

花火の里ニュータウンは、浅川町のホームページの住宅案内の区画の空きが、37区画ほど見受けられました。浅川町においては人口減少や、東京一極集中など様々な要因で埋まらないのかと思われます。ですが、ただ広い宅地が住宅で埋まるのを待つだけではなく、様々な活用すべきではないかと思えます。

その空いているスペースを利用して、住宅の販売が決まる前までは、トレーラーハウスの受入れや、通常もですが花火の時期などに、キャンピングカーや車中泊の駐車スペースとして使っていただいたり、最近では、コロナの影響でリモートワークなども普及しておりますので、仮設のコンテナハウスやプレハブハウスで、田舎暮らしを体験していただくということもできたりするのかなと思えます。また、避暑に使っていただいたりと、有効に活用できるのではないかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（3）滝ノ台団地の販売促進と若者定住化住宅の建設で人口増を図るべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） ただいま1番議員からもありましたけれども、やっぱり滝ノ台団地の販売促進、利用の促進、こういうことについては、これは浅川町の大きな課題であります。1億ぐらいの財産が、あそこに眠っていると。幸いこの造成をするための借金は全て返しているというのは、そういう点では、本当にやっぱり返してよかったなというふうにも思いますが、しかし、およそ3分の1をちょっと超える、そういう宅地が残っておるわけでありまして、ここをどう活用して浅川町の人口減を食い止めていくかと、これは大きな課題であります。私は、前々年に行ったいわゆる若者向けの住宅を建てて、子供を含めたそういう方々の入居を促してもらおうと、こういうことで浅川町も4世帯の入居になって子供さんを連れて入ってきた、そういう方が4世帯でありますから、非常に町にとっても喜ぶべきことでもあります。

そこで、私は3つほど伺いたいと思えます。

1つは、販売を促進するには、現在の価格では、これはもう今の状況で固定資産の評価、そういうものを考えたときには、もうほとんど皆無と言っていいほど売れない、坪9万から10万近くするそういう価格では到底売れないというのが、もちろん専門業者の声でもあります。ですから、あの団地については、専門業者はほとんど目を向けてくれないと言っても過言ではないと思うんですね。宅地のやはり適正価格、これをきちっと

一つは相対的な問題として見直すこと、いわゆる大幅にやっぱり引き下げて現状の固定資産の鑑定価格に、標準価格に近づけるということが、私は必要だと思うんです。そのことは、前々から議会でも論議になっておるんですけども、以前購入した方々への様々な思惑、その人たちの懇意、懇意というんですか、話合い何回もした、そういう中でやはり問題だと。私はその値段で買ったのに、そんなに安くしてはとんでもないというような、そういう話合いがきちんと調整できなかったというのは、私は非常に大きな問題だと思います。やはり10年、15年たてばその価格が変動する、世の中の実情にあって、安くなったり高くなったりするのは当然でありますから、その点をきちんと明らかにして、買った人々にも何らかの一つの優遇施策を講じるというようなことも考えながら大幅に下げていく。

私は、共同の下水処理施設が浅川町に移管された、住んでいる人たちの希望によって、浅川町で今後、共同下水処理施設についてはやってほしいということで、希望を受け入れたわけです。これは、以前から入っている人たちにとっては、今後、機械の設備の老朽化などにお金がかかるわけですから朗報だったと思うんです。ですから、そういうことも含めて、やはり適正価格を設定すると、これにまず努力することが一つであります。それをどういうふうに考えているのかということでもあります。

2つ目には、繰り返すようですけども、若者向けの住宅を補助事業がなくとも、浅川町は今7億8,000万の財政調整基金、いわゆる貯金があるわけですよ。これは、将来にわたっての庁舎の建設や、あるいは学校の建設、様々なところにいろいろ使うべき、そういうことを考えて積んでいるんですけども、このやはり7億8,000万から、この基金から取り崩しても、私は補助事業がなくとも、あればもちろん探してやると、なければやっぱりそういう基金を取り崩して若者向け住宅を建てる、こういうことを、今までやった経験を生かしてやってほしいということが2つ目です。

3つ目は、他町村では非常にいろいろやはり同じように苦慮しております。ですから、15年住めば宅地はただで住んだ人のものであるというような施策も打ち出して、もちろんそれには毎月土地代ということで若干の負担をもらって15年等住めば宅地はただになると、こういうような施策さえ行っておる行政もあるわけですから、町ももっと思い切ったそういう若者向けの住宅に対する、建設に対する措置をしていただきたいと、こういうふうに思うわけでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、1番議員にお答えいたします。

現在、花火の里ニュータウンにつきましては、未分譲37区画で、そのうち2区画に定住・移住促進住宅を4棟建設し、現在35区画の空きがございます。

ご質問のとおり、様々な要因で完売に至っておりませんので、貴重な財産を有効に活用できないかと検討をいたしております。その中で、平成29年度に地方創生拠点整備交付金の活用により、若者の移住者向け町営住宅を4棟建設し、活用しております。今後も補助制度が活用できれば、同様の町営住宅を建設し活用する計画であります。

ご質問のトレーラーハウス、キャンピングカー、車中泊の駐車スペースでの活用、仮設コンテナハウスなどによる田舎暮らし体験等につきましては、利活用の方法として大変斬新なアイデアであると思いますが、建築

基準法の問題と花火の里ニュータウンには建築協定がございます。この協定には用途が定められており、一戸建て個人専用住宅、限られた業種の店舗等併用住宅のみとなっております。購入者の皆様方には、この花火の里ニュータウン建築協定に同意し、住宅地の将来像を創造しながら住宅を建設し生活しているものと思います。このことから、住んでいる皆様方の同意を得ることは難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、10番議員にお答えいたします。

1点目の花火の里ニュータウンの分譲については、値下げをして適正価格での販売についてであります。価格の値下げについてはこれまでの議会答弁のとおり、アンケートにおける住民の意見や特別分譲説明会の意見を踏まえると、現在のところ困難であると認識しております。

2点目の若者向け住宅の補助事業での検討についてですが、現在も該当する補助事業が見つかっておらず、具体的な計画までには至っておりませんが、引き続き事業内容の検討を行いたいと思います。なお、町単独事業での取組ですが、町公共施設の老朽化に伴い、各種修繕計画や更新計画もありますので、総合的に優先順位等を考慮し、実施に当たっては慎重に判断すべきものと考えております。

3点目の他町村でも工夫して売り出していることについてですが、安い家賃で何年住めば宅地が無料などの制度については、土地価格の間接的値下げと思われることから、1点目と同様に同じ団地内での取組については理解が得られないと考えております。また、定住5年の新築で100万円の助成制度につきましては、今年度から、来て「あさかわ」住宅取得支援事業として、県外からの移住で最大210万円、町外からの移住で最大100万円の補助制度を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 自分の答弁ということで町長にさせていただいたのもあったんですけども、10番議員に対しての答弁の中で言っていた補助金とかの、その前にはなかなかトレーラーハウスとかは建築協定があるということでそれは難しいということで理解できたんですけども、であればPRということで補助金ですね、県外から来たならこれだけ補助出ますよとかいうことで、どんどんPRをやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 価格のいわゆる大幅な引下げ、適正な引下げ、これについては困難だと、これはもう前町長時代から聞いておまして、それが簡単にできるというそういうものではないのは、私も分かっています。しかし、困難であるからといって、この問題をきちんと解決しないと、何十年とこのまま残ってしまうということが考えられます。あの団地を特別な国の指定があったり、何か特別な場合は別であります。未来永劫残ってしまう、そういうものなんですよ。それらを考えれば、困難だからと考えると、困難だからこそ私はぜひやってほしいと言っているんですね。やはり住んでいる方も一部変わったり、社会的な状況、固定資産に対する評価の状況等を考えれば、やっぱり話をしをしてご了解をいただくと。そのためには、町も前に建設した人々たちへの様々な一定の措置、こういうことも話合いの中で考えて、前には太陽光の補助をしてはどうかというようなことなんかも話合いの中からは出たということも聞きましたけれども、いろいろ工夫をして、そして

適正価格に引き下げておくと、これは絶対やらなければ、もうこの問題解決しないですね。

それで、2つ目には、いわゆる若者向けの住宅であります。これは、確かに回覧板でも回りました。これは、国や県の補助事業でありまして、最大210万、この補助事業プラスアルファというようなことも、私は考えてはどうかとも思うんです。さらにここに100万、町が補助事業の補助金を上積みするというような工夫、こういうことも私は町単独ですぐにでもできることではないのかなと。同時に若者向けの住宅では、先ほど私言いましたけれども、確かに私も町長が言うとおりに、公共施設、浅中や浅小の建設、そういうことを考えれば、7億8,000万の基金は、これは決してとんでもないなどということは一言も申し上げません。しかし、やはり今、町の喫緊の課題である人口を減らさない、そして若者が住み着く、そして子育てするならこの浅川町でと言われるような町づくりを進めていく上に、この7億8,000万の基金の中から、例えば1億、この若者向けの住宅を1年に2棟ずつやっていくとか、そういう計画を立てても、これは町民からお叱りを受けるようなことではないと、私は確信しているんです。そういうことも考えてはどうかと。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目は、この問題は本当に困難だと思っております。そして、解決しなければこのままいってしまうのは、私も重々知っております。何とか本来であれば、私は懇談会等を開いて住民とお話をしたいなど、私は去年から言っておりましたが、このコロナ禍でなかなか実現しないのは皆さんご存じだと思っております。私は、このコロナ禍でなければ、すぐにでもお話をしていきたいと思っております。

順序が狂うかもしれませんが、私は基金を崩してまでこの促進住宅を建てようとは思っておりません。というのは、先ほどからお話ししているとおりにまず学校、あるいは公民館、体育館、これを先にやっていきたいと思っております。基金を崩さず、逆に節約して基金を増やしたいと考えております。それと何が何でも補助事業を見つけて、9番議員も前回言っていたとおりに、私、促進住宅を建てたいと思っております。もう少しの間、お待ちください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、町長が言われるとおりに、確かに前の方々と懇談する、協議をする、話し合いをする、こういうことはコロナで困難だと、確かに現状ではそうだと思います。やがて、コロナも減少していろいろな規制が解かれるような、そういう状況になれば、ぜひ速やかに町長はこの問題で懇談をしていただいて、いろいろ住んでいる方々の希望や要望やそういうものも含めて実施してほしいと、そのことはぜひ約束してほしいと思うんです。それは今言うように、コロナが一定の収束の状況であります。

それから、2つ目の町単独でもやれということではありますが、私も繰り返しておりますが、それはほかの公共事業との関係でいろいろあると思えます。しかし、計画的に毎年1棟とか2棟とかやるのが、私は可能だと思えます。ですから、あえて私は7億8,000万という数字を申し上げたんです。基金は大事ですよ、それはもちろん。でも、そういう中でも町は人口減、若者の活性化を、子育ての支援を含めて、やはり若いものが住み着く町づくりに頑張っているんだというそういうことも含めて、将来を見据えたそういうものとして、計画的に基金がこのために取崩し、極端に言えば、しなくても例えば今年9,500万積み立てたわけでしょう。だ

からそれを今年の分は積み立てないで、そっちのほうに回そうということだってできるでしょう。これは私のそういうふうな考えでぜひやってほしいと、県や国からの補助で県外から居住した場合の最大210万、これなんか私はこういうものと捉えて答弁にはありませんでしたけれども、プラス50万とか100万とか町もやるべきではないのでしょうかと思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 促進住宅の話ばかりになっておりますが、まずは私は議員のときからも価格は高いと言っております。何とか下げたいという気持ちはいまだにあります。それで何とか住民とお話をして、1つでも2つでも37区画を減らしていきたい気持ちはいまだにあります。もう少しの間、お待ちください。

あと、この促進住宅は基金を崩してやらないのは先ほど申したとおりでありますので、何とか補助事業を探して前に進みたいと思っております。

以上です。

〔「議長、答弁漏れ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は、一番最初の価格の設定の問題で、コロナが一定の収束になれば直ちに、住宅の、前に買った人たちとの懇談をすぐやるべきだと、その件はどうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほども申したとおりに、必ずコロナが落ち着けば住民の方々と懇親会をやらせていただきます。それは昨年同様同じであります。ぜひ今年の夏以降か、秋以降かな、落ち着くと思っておりますので、もう少しお待ちください。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、1番、菅野朝興君、（3）町民グラウンドの備品の見直しをの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 町民グラウンドの備品の見直しをということで、町民グラウンドを利用するに当たって、使用後にグラウンド整備を使用者がしているわけでございますが、そのときに使用する、土を平らにならす用具のトンボというんですかね、ちょっと詳しい名前は分からないんですけども、土を平らにならす用具があると思います。不足しているという意見が町民の方より寄せられました。現在5本ほどしかなく、できればさらにもう10本ほどあれば、手分けをして最後のグラウンド整備がスムーズにこなせるという意見がございました。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 社会教育施設関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

現在、町民グラウンドにおきましては、子供たちのスポーツ少年団活動、社会人の野球やソフトボール、さ

らにはお年寄りの方々のグラウンドゴルフなど多種多様な利用がされております。

おただしの備品の見直しですが、備品類は令和元年台風第19号の被害復旧以降、再整備をし、トンボ、レーキですね、Aコートに15本、Bコートに10本が備えられております。今回のおただしを機に、さらに利用者がグラウンド整備がしやすくなるよう工夫し、充実した備品の整備をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 町内の使用者に限らず、町外から来た方の利用者もいるかと思えます。スムーズな使用ができて、また町民グラウンド使いたいと思われるような環境づくりを、引き続きしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（菅野朝興君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、1番、菅野朝興君、（4）旧小学校の跡地で、町内の活性化をの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 旧小学校の跡地で、町内の活性化をということで、現在、旧小学校の校庭は、様々な活用しておりますが、しかし、校舎の中では、活動がないかと存じます。何か大きな事業が決まるまでは、活用すべきかと思えます。例えば、浅川町を拠点に活動された石工の小松寅吉さんの作品の写真展示や、町内での活動の展示。小貫のミイラの写真や物語の展示、本町出身の歌手や騎手をされている方もいます。そのような方の応援もできるかなと思えます。町内の再発見や活性化のため、また観光案内の役割ともなるかと思えますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（6）山小、里小の跡を活用するためのプロジェクト事業立ち上げ検討すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 4つほどお伺いします。

1つは、町民が本当に今、喜んでいろいろなことができる、そういう施設として活用できないかということです。これは、あの校舎の耐久度の問題や補修の問題、様々なことがこれに伴ってあると思うんですが、そういうことであります。それと同時に、本当に最小限の改修で誰もが利用できる、例えばサロンとか健康づくりのセンターにするとか、そういう町民の福利厚生に準ずるようなそういう施設として、あの施設の一部を補修して利用できるようにするということも、一つの利用方法ではないのかなと。

3つ目には、キャンプ場やオートキャンプ場、パークゴルフ、こういうものなども考えることもできるのではないのかなと。

そして4つ目には、将来、例えば小規模な入浴施設、これは浅川町には地域福祉センターのところに、以前は男と女の別の入浴施設があって町民が誰でも入浴できたんですが、そういうものもない、あるいは宿泊でき

る施設が1つもないという、この辺では浅川町ぐらいと言ってもいい、そういう状況もありますので、将来にわたって、そういうことを計画してできないのか、あの校舎の一部を使ってできないのかということで、非常に補修の問題とか様々なことでお金もかかるということになるのかと思うんですが、そういうことであります。

5番目には、高齢者のいわゆる安い低価格の共同住宅、こういうものを、例えば、補修の単価なんかもいろいろ検討しながら、都内のお年寄りに呼びかけて、東京都のほうから近郊から都会から、ほかの市町村から住宅等に入居したいというようなそういうものとしては活用できないか。

以上、挙げましたように、やっぱり山小、里小のこの跡の利用は、非常になかなか困難な面もあると思うんです。繰り返すようですけども、施設の老朽化だとか一部借地があるとか、あるいは立地条件なんかも含めて大変だと思うんですけども、私はほかから施設が来るのを待っているというか、誘致するというそういう努力も併せて行いながら、しかし今町民が活用できるそういう施設として一部利用を考える、こういうことも含めてプロジェクトチームをつくって、庁内でまずいろいろ知恵を出してもらおうと。やはり行政の職員はそれなりに町の将来や、あの跡地のことについてどうしたらいいのかということは、80名を超える方々は考えていると思うんです。そういう人たちの中から意見なんかも吸い上げながら、あるいは幅広く利用促進の委員会なんかもつくってもいいと思うんですが、プロジェクトチームをつくってやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、1番議員にお答えいたします。

旧小学校施設につきましては、町有財産、つまり町民の皆様の財産ですので、有効に利活用を図ってまいりたいと考えております。

ご提言をいただきましたことにつきましては、一時的な利用といえども相応の費用が見込まれますので、今後の検討課題と考えております。

次に、10番議員にお答えいたします。

ご提言いただいた内容につきましては、現在の社会情勢や利用者の要望やニーズ、費用対効果などを考慮する必要があります。加えて公共施設の老朽化対策を勘案すると、町が主体となる事業は難しいものと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 多少は検討すべきであるかなというような見解を、町長からいただけたのかなと思いました。小貫のミイラも小松寅吉さんの展示会も方々で、町外でやっておりまして、それをなかなか町民の方が見に行くというのは大変なことをごさいます、遠方で小松寅吉さんの展示会をやって町内の人は全然何か来ませんでした、みたいなこともあったりして、せっかくすばらしい石工の方がおりましたので、このPRみたいなことを、町の中ですばらしい方が働いていましたというようなことを、PRをぜひやっていただければなと思ひまして。それで、予算がちょっとかかってしまうみたいなことあったんですけども、寅吉さんの展示会とか、その関係の方がおるかと思うんですけども、その方に声をかけたりして、そんなに予算をかけずにやることもできるのかなと思ひまして、町内、町外の方に、展示をやってますよと、そして観光案内みたいなことでPRをしていってはどうかなと思ひまして。

そして、SNSのようなフェイスブックとかユーチューブとかいうようなものを使って活用して、取組をしている福島県でも只見のほうですかね、フェイスブックにたくさんの写真、その町の中で撮れるたくさんの写真を撮って、それを宣伝としてやっております、そこで観光の人を呼んだりしているわけでございまして、そのようなPR、そして町の中のこんな活動している人がたくさんいるんだなというようなことで、町の中も活性化するような取組をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 小貫の即身仏は、恐らく9月か10月か11月頃、来ると思います。そのとき、小貫の保存しているところ、今改修したり、防犯とかいろいろ設置しており、まず小貫地区のほうでそういうPR、あるいは見せたいと思っておりますので、PRだけはさせていただきたいと思えます。

あと、寅吉さんは、この前、吉田記念館で写真展などを行ってPRに努めております。そしてまた、寅吉さんの会長さんが小学校の子供たちに講演などを行って寅吉さんをPRしておりますので、今後とも様々なことでPRをしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（菅野朝興君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私も1番議員さんの、いわゆる今すぐにはできるような写真展のあれとかですね、様々な今すぐできる、そういうことなんかは、やっぱり1つの教室を改善しなくてもちょっと机とかいろいろと整理すればできる、そういうものとして、なるほどなというふうに感心しました。同時に私が言っているのは、そういうことも含めて、活用するために何ができるか、そのためにはどれだけの費用がかかるのか、あるいはどういう、町長が言うニーズがどのようにあるのかと、様々なことを総合的に検討するそういうプロジェクトチームを、私は、一つの例ですけれどもプロジェクトチームというんですかね、いわゆる話合いの場、そういうものを役場庁内に立ち上げて、検討する必要があるのではないかとこう言っているんです。それは、何もお金がかかる問題ではないんだし、今コロナとかいろいろで非常に大変な状況でありますから、そこまで手が回らないと言われればそのとおりであります、一定のそういうチームづくりをして検討をするということは、私はできるのではないかと思っております、お伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 旧小学校を本当にいろんな面で活用できるように、関係者、あるいは私が行く先でPRをしておりますが、なかなか進まないのが現状であります。議員さんからも、どこどこ行ったほうが良いよという、そういう提案もあって行っておりますが、なかなか進まないのが現状であります。今後、さらにいろんな形でPR、あるいはそういう検討委員会等をつくっていくか考えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか、10番。

○10番（角田 勝君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、1番、菅野朝興君、（5）お米の地産地消推進をの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） お米の地産地消推進をということで、現在コロナの影響で、外食産業に使用する予定のお米が売れずに残ってしまうという現状があるかと存じます。お米の価格も大幅に下落しており、大変厳しい状況かと存じます。近年では、地産地消が叫ばれております。そして、コロナ禍で食べることに困っている方も出てきているわけでございます。価格が下落したからといって、お米を家畜の飼料として売ろうという動きもありますが、そうではなくてお困りの人たちに食べていただけるように割安で購入できるように、町で検討してみたいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、2番、兼子長一君、（1）令和3年産米価の下落見込みに対する対策についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 私のほうから、この米の、今年の米価下落の見込みということで質問させていただきます。

コロナ禍などによりまして、令和2年産主食用米の在庫量が現在減らない状況であります。それについて3点ほどお伺いをいたします。

今年の米価が大幅に下落すると見込まれています。稲作農家への経営支援対策についてお伺いいたします。

1点目、過日開催されました経営所得安定対策相談会における飼料用米、加工用米、WC S用稲などの作付面積が、町の水田フル活用ビジョンの目標面積を達成できる見込みはあるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目、米価下落対策に向けて、県、農協など関係団体との取組内容はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

3点目、以前から浅川町は独自の対策としまして、この飼料用米30キロ1袋に対して1,000円を助成しております。さらに、この主食用米から他の用途の米に転換するために、こういった支援策を増額し、加工用米、WC S用稲などに対しても町独自の対策を検討すべきであると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（1）農家へのコロナ被害対策を具体化し、支援をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 先ほどの議員さんからも出ておりますから、私も前置きは省略して、1つは生産者米価への補填を町が単独でも行うこと。例えば、昨年度、鮫川村が作付面積1反歩当たり1万円交付しましたけれども、そういう具体的な実例もあるわけでありまして、補填をすることということでもあります。

2つ目には、先ほど1番議員さんも質問しましたが、やはり浅川町でも暮らしが厳しい、そういう人たちに地元産の米を支給——、支給という言い方は適切かどうか、ぜひ食べていただく、こういうことを町単独でやってほしいなど。この福島県の中通り、南部地方、この辺のお米は県内でも、あるいは国内でもおいしい、そういう部類に入っておるわけでありまして、地元の米の再認識も含めてぜひお願いしたいということ。

3つ目には、町が設定しました農機具への補助、これは担い手に限るといふ、認定農家に限るといふ、そういう農機具の補助事業があります。これは、ぜひ国連が今進めている家族農業の推進といふのは、世界的な飢餓をなくすためにも、自然を保護しながらやっぱり進めていく、根本的な農業の進め方だといふているんですね、家族農業。一方では大規模に大規模にということもありますけれども、やはり未来永劫を考えれば家族農業を推進するのが世界的な課題だといふことで、国連が家族農業推進の10か年といふことで推進しておるわけでありまして。そういうことから考えれば、農家にとって農機具の負担は非常に大変なものです。大きくやればやるほど1,000万もするようなコンバインを買わなくてはならないとか、泥や水に入ったりして農機具は傷みやすい、寿命が短い、ましてや田植え機なんかは1年に、大きい人でも1週間もやれば、もうあとはずっと1年中倉庫に眠っているといふ、そういう効率の悪さもあります。だから逆に、常に油が回ってれば機械といふのは円滑にいくんですけれども、1年に1週間ぐらいやるためにあとはしまっておくと、エンジンそのものもさびつくみたいなの、そういうことさえあるんです。

ですから、非常に農機具への負担が大変なんで、町がつくったこの補助事業を、全ての農家に私は適用していただきたいなと。全ての農家といっても、自家用米しか作らないとかいろいろあると思うんですけれども、やっぱり町が一定の基準をつくりながら、国連のそういう未来に向かっての農業の在り方にも呼応するようなそういうことを考えて、農機具の補助の対象を広げてほしいと、こういうことでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、1番議員にお答えいたします。

昨年からのコロナ禍により、米の消費量が減っているため、全国的に集荷業者では在庫を抱えている状況となっております。そのため、米の価格は今後も下落が予想され、国、県、町でも助成などにより、非主食用米への転換を推進しているところであります。在庫の解消と地産地消の推進を図るため、何か効果的な取組ができないか、今後も農協などの関係機関と協議していきたいと思っております。

次に、2番議員にお答えいたします。

1点目については、令和3年度の水田フル活用ビジョンはまだ確定しておりませんので、令和2年度の目標値との比較になりますが、先日の相談会の速報値としては、加工用米で令和2年度の目標値1.8ヘクタールに対し令和3年度1.8ヘクタール、飼料用米で目標値38ヘクタールに対し令和3年度96.2ヘクタール、WC S用稲で目標値2.2ヘクタールに対し令和3年度1.6ヘクタール、野菜、花卉で目標値2.73ヘクタールに対し令和3年度4.7ヘクタールとなっております。目標面積に達していない作物もございますが、飼料用米については、昨年度から大きく増え、目標面積を上回っております。

2点目については、国の方針として非主食用米などの転換が推進されておりますので、県や町においても農協と連携しながら、相談会などで転換を進めていただくようお話ししております。

町では転換に関して独自に、飼料用米1袋当たり1,000円、加工用米1袋当たり1,000円、振興作物10アール当たり2,500円、飼料作物10アール当たり2,500円の助成を行っております。これらの増額をとのことですが、町単独の予算で行っておりますので、これ以上の増額は難しく、今のところ考えておりません。

次に、10番議員にお答えいたします。

1点目については、現在、令和2年の事業収入が減少した事業者を対象に、事業者支援金の交付を行っております。農業も対象となっていますので、これとは別に、米農家のみを対象にした助成は考えておりません。

2点目については、1番議員への説明のとおり、地産地消の推進と生活弱者への支援を図るため、何か効果的な取組ができないか、農協など関係機関と協議していきたくて思っております。

農機具購入の助成は、町単独の予算で行っております。対象を全ての農業者に広げることは、1件当たりの助成額も大きいため、財源的にも難しく、今のところ考えておりません。

町では以前より漢方資材栽培米を特産品の一つとして推進しております。また、期間限定ではございますが、浅川町の米を使った純米生原酒もございます。今後も、農協や水田部会などとさらなる特産物ができないか協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） まず、町長から答弁ありまして、国、県、町としても家畜用の飼料として米が推進されているということになっているということをお聞きしまして、その前に困っている人がいるのだからその人に米が届くように町からも国、県に言うべきではないのかなということをお聞きしまして、それをお伺いしたいことと、あとコロナ禍で町外に住む浅川町出身の学生の方がいるかと存じます。その方たちにもお米を送ったりとかいうようなことができるのかなというようなことも思いましたので、それもお聞きしたいと思います。

そして、10番議員が言っていました、町単独でお米を町民の方なり町外に住む学生の方なりに、町単独のお金を出して半分補助なりいろいろできる、様々に考えられるかと思いますが、送ることはできるんではないかとも思いました。その点について、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 困っている方に町単独で半額あるいは贈呈したらいいかということですが、様々なことがありますので、今のところ考えておりませんが、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、ぜひ困っている方にお米が届くように、検討をよろしくお願いたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 答弁の中で、その水田フル活用ビジョン、令和3年の目標値はまだだということですが、一応この間の経営所得安定対策の相談会において、特にこの飼料用米が目標面積をはるかに上回る96.2ヘクタールということで、大変これ、農家の方々もこの米価の下落というのは相当心配しております。

3月議会でも11番議員が一般質問でされておりましたが、今年に入ってこの米価下落が大変だという話はもう出ておまして、今の時期、もう各農家、田植が終わりまして一段落しておるんですけども、しかしこの米価の下落の問題、大変心配な状況でございます。いろいろお聞きしますと、とにかく去年の米の在庫がもう大変な量なんです。なおかつ、その売り先が見つからない米もあるそうです。特にこの福島県の米については、福島原発事故の後、風評被害で一般の首都圏とか関西地方、そちらのスーパーに福島県の米という表示ができないと言いましょか、業者がしないんですね。そういった形で業務用に回ると、いわゆるファミリーレ

ストランとかそういった弁当とか、そこに回る米は福島県のものが多いということで、このコロナウイルスによって、なおかつその状況が厳しいものになったということでございます。

私は、言いたいのは、単純に米価が下落するから、じゃ、農家を応援してくれというのは、それも一つの方法ですけども、やはり米の価格が、もしかすると今年1万円以下、1俵ですよ、切ればですよ、これはもうやっていけないと、耕作放棄する、そういう水田が増える可能性があるんです。そうなると、水田の持つ水の保水能力、それから国土保全、そういう観点から見れば、単純に米の価格が安いから農家に支援で、いろいろ上乘せしてどうたらこうたらとは言うんですけども、そういう問題だけでは終わらないんです。ですから、やはりそういうことにならないように、町としても、もうすぐですから収穫するの、あと3か月、4か月でもう稲刈りが始まるわけですから、そういうのも見据えて、今からそういう対策といいたいでしょうか、それを関係機関と考えておいていただきたいというのが、私の一番言いたいところなんです。その辺もう一度、町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年も米価が下落、これは私も本当に心配しております。本当に農家の方々には胸の痛くなる思いであります。国も米の在庫があるのも重々知っておりますし、この販売ができないのも、見つからないのも、私もそれは知っております。本来であれば、町にお金がいっぱいあって、本当は農家の方々に支援をしてやればいいと思っておりますが、なかなかできないのが現状であります。関係機関と今後どのようなことができるのか、担当者、職員とともにお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） そういった形で取組のほうをお願いしたいと思います。

それで、在庫のことなんですけれども、先ほど町長の答弁の中で、漢方米というお話をされましたけれども、これにつきましては、令和2年産の物はもう在庫ないそうです。ですからやはり付加価値のついた米というのは、やはりこういう状況になっても、販売ができるという状況なんです。なので、やはりそういうその付加価値をつけるための米の生産、そういったものについても町としてさらに推進して、そういったもので取り組んでいただきたいと思っておりますので、その点について再度お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、2番議員が言ったように、令和2年度の漢方米の在庫はないのは知っております。本当にいいことだなとは思っております。今後、このように在庫が残らないように、付加価値のついたような米を作るように推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 米の、特に米価の問題は町だけでは本当に解決できない、そういうことを私も分かっています。しかし、米は日本人の主食なんです。今、自給率も38%ぐらいで、先進国では最低なんです。それで農水省が出している生産費も60キロ当たり1万4,000円から5,000円ぐらいになっているんですよ。ですから、国も生産費を割るような値段だということは分かっているんですよ。しかし、国はそれにきちんとし

た手を打たないと。私はアメリカの話聞いて驚いたんですけども、輸出奨励金、あるいは様々な奨励金で農業収入の6割から7割は国の交付金なんだそうですよ、あのでっかいアメリカがね。だから、日本は、やはり瑞穂の国などというたい文句もありますけれども、それにふさわしいような施策をしていないというのが、根本的な私は原因だと思っているんです。

しかし、そういうことを言っても、現実の問題としては、限られた自治体の財政の中で精いっぱいやはり補助をしていく、よい方向を目指していくということを私どもは質問しているわけでありまして。今、2人の議員さんの質問で、それらのことが大体言い尽くされて、町の対応も答えが出ていると思うんであります。しかし、一つはやっぱり町として、町長として、この町の長として、この町の、何と言うんですか、基幹的な産業なんです。これを守り育てて財政的にも町民税も所得税も上げていくというのには、やっぱり米問題を抜きにしては、農業問題を抜きにしては、この浅川町は、私は語ることはできないというふうに言っても差し支えないと思います。ですから、浅川町もこの米と畜産、野菜、ここにきちっと力を注ぎ、活力を生み出していただきたいというふうに思います。

それで、1つはやっぱり町長は、先ほどからも言われていますけれども、国に対してきちっとやっぱり物を言う、そういう長であってほしい。農協や県も含めて米価の暴落の対策について要望を出しております。こういうものを一つ強めていくためにも、そういう姿勢を貫いてほしいというふうに思うのでありますが、そのことが1つであります。

それから、2つ目には、農機具の補助の問題です。

近辺の町村では、あまりやっていないんですよ、これ。何人かの石川郡の議員からも私言われました、浅川町大したもんだなということ。これは、本当に先進的な施策なんですね。そういうものを、私は裾野を広げてほしいんです。だから、例えば40万を50万、2分の1なんていうことを言いませんから、一定の割合で、財源を考えながら、小規模な農家、そういう方々にも、例えば3万でも5万でも、私は励みになると思うんです。農機具の負担の割合というのは、非常に大きいんです、農家にとって。そのことをもう一度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今までも、補助はしているつもりであります。この農機具の10%というのは、かなり大きな金額でありまして、今のところ、広げてやっていきたいなどは、今のところ考えておりませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

あと、基幹産業は当然、浅川町は米であります。私も長らく農家の次男として生まれて、本当に飲まず食わずで育てていただいたことは大変うれしく思っております。取りあえず米の値段が下がらないように、国に対して物を言うようなトップになっていきたいと思っておりますし、今でも国に物を言っているのは、自分は自信を持っておりますので、今後ともやらせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ここで、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順に、8番、須藤浩二君、（2）町施設の更新と財政についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 町施設の更新と財政について、3点ほどお伺いいたします。

2月に開催された議会全員協議会で、中学校の校舎耐震改修について説明されました。町は、安心・安全な学びの場を早急に整備するべきと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

2点目、現在の財政では、老朽化した町施設を何一つ更新できる状態ではないのではないのでしょうか。きちんとした財政計画を作成するべきと思いますが、町長の考えはいかがですか。

3点目、町有地の有効利用を考える浅川町町有地利活用審議会というものがあります。構成のメンバーと、直近の開催日時と、審議はどのような内容だったかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、学校施設関係でありますので教育長に答弁させます。

2点目につきましては、おただしの老朽化施設を更新する道筋を示すためにも、分かりやすい財政計画を今後作成したいと考えております。

3点目につきましては、構成メンバーは各地域から7名を委嘱しており、直近の開催は昨年の11月27日午前10時からでした。審議内容は、町所有の旧大平病院跡地を、グループホームの利用を目的とした賃貸借に関するもので、特に問題はないとの答申を受けております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 1点目についてお答えいたします。

中学校の校舎につきましては、平成18年度に耐震診断を実施しており、「耐震性はあり」との診断が出ておりますが、令和元年度に校舎の耐力度調査を実施したところ点数が低く、構造上危険な状態であると診断されたことから、令和2年度におきまして学校建設に係る基本構想の業務委託を発注し、成果品におきまして3つの案の中から大規模改修ではなく、中学校敷地に小・中学校を新築する案が最も望ましいという結果に至りました。

しかし、2月に開催されました議会全員協議会におきましてもご説明申し上げましたとおり、財政的な事情を踏まえ、構造上危険な状態であると診断されました中学校建設を優先して事業を進めることとし、町の安

全・安心な学びの場を整備していく考えでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず1点目の、全員協議会の内容のおさらいですね、今の答弁は。早急に整備するべきと私は思うんですが、町長はどうかかなということでお伺いしたんですが、2月の全員協議会の状態のおさらいのような答弁だったのかなと思います。

財政計画は今後つくるということでございます。ぜひとも、まずは財政だと思います。

そこで、お伺いいたします。役場庁舎の改修に用立てるために、役場庁舎の基金というものがあるはずですが、そちらの基金の現在の積立額はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

また、今回渡された資料の中の6月補正の中で、7ページ、2款1項4目12節委託料の中で、公共施設等総合計画業務委託料、策定業務委託料520万というのがある。何か、私思うんですが、最近こういう何々策定業務委託、何々策定業務委託、業務委託はするのはいいのだけれども目に見えるものが何も変わっていない。私そう思うんですよね。これやって何が変わるのか。何を变えるためにこれを520万かけてやるのか。それもお伺いしたいと思います。

あと、3点目の、町有地を考える利活用審議会、昨年11月27日に大平病院跡地のことで話し合いをしたと。町長、私、一つ提案したいのは、その中で出てきた施設、どういう形で土地を提供するのか、賃貸なのか販売なのか。その辺まで検討はしているのか、その辺までお聞きしたいなと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 財政計画をきちんとつくらないと、今様々な施設が老朽化しているのはご存じだと思います。やはり、一個一個丁寧にやっていきますので、財政計画はつくっていきたくと思っています。

あと、役場の基金は幾らあるのか、これは担当課より。あと、520万円の業務委託、これも担当課よりさせていただきます。

あと、最後に言った、賃貸なのかは、当然町の財産ですから賃貸でいきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、役場庁舎建設基金ですが、現在5億ほどの残高となっております。

それから、公共施設総合計画の件でございますが、確かにこういった計画が国より要請されていくことになっております。いわゆる補助事業とか起債を受ける事業を受けるときにも、こういう計画が必須となっておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長答弁で、今後役場庁舎を含めて財政計画をつくるという答弁、しっかり実行していただきたい。中学校は中学校を建てるための別メニューを設ける、役場は役場で基金がありますから、それをきっちり毎年毎年積み増しするという財政を計画していただきたい。その役場庁舎建設基金についてもう一点お伺いしたいと思います。

残高は5億というざくっとした答えだったんですが、じゃ、昨年度、令和2年度決算で積み増しとかあった

のか。また令和元年度でもいいです、決算で積み増しができたのか、その点をすみませんが再度お伺いしたい。520万は国からの、作れよと言われていたからやると、じゃ、作って何に役立つんですか。何に役立ってるんですか、総務課長。520万国からもらって作る。でも、作っても浅川町で利用価値がなければそれは意味がないと思います。国からお金が来たから作るじゃなくて、その作ったものをこういうふうに浅川町は利活用するんだと、町長、そこは大事ですよ。金もらったからやるじゃなくて、それをいかに、何倍にもして活用する、そのぐらいの気持ちがほしいなど。

あと、3点目の施設の土地の賃貸の件ですが、町長、私思うのは、賃貸で貸すのはいいんですけども、後々まで引きずるようなことになるのであれば、潔く売って利活用してもらったほうがいいんじゃないのかな。要は、最終的に施設等の賃貸の中で、いろんな減免とかいろいろ考えているんだろうかと思いますが、そうなってしまっても、今度土地のいろんな責務を町が持つようになってしまわないかと思ったり。そうであればもう潔く売って、町有財産を売って、それで利活用してもらったほうがよいのではないかと私は考えております。

いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、答弁の漏れたところは課長にさせていただきますが、私、基金は今後様々な基金を少しずつ積み立てて、老朽化した施設を少しでも早く建設したいと思っております。

また、町の旧大平病院、賃貸は相手方があることです。もし売っていただきたいと言えば、いろいろ検討して売ることできると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、役場庁舎等建設基金についてでございますが、先ほど5億ほどの基金残高があるということをお答えいたしましたけれども、過去に宅地造成関係の基金の返済が終わったのが元年度でございます。それ以降については、建設基金については動きはございません。

それから、先ほど520万の公共施設関係のことでございますが、520万自体については補助ということではなく特別交付税の措置があるということで、その計画がないと今後更新する建物、箱物とかそういう事業に対しての補助とか起債が必要になるという計画が前提になるということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 公共施設の更新関係で補足答弁をしたいと思います。

まず、役場庁舎等建設基金につきましては、前の議会でもご説明あったかと思いますが、こちら、役場庁舎等ということで、等の字、などということで入っております、解釈としましては役場庁舎をはじめ公共施設のそういった老朽化更新に充てることができないかということも含めて、おただしのとおり、今後中学校をはじめ公共施設の老朽化には相当の費用がかかるものと考えておりますので、こういったものを総合的に、今ある基金についての活用や今後の歳入歳出を図っていくなどを、町長答弁のとおり財政計画等を作成しながらこの老朽化問題に対応していきたいという考えでおります。

次に、公共施設等総合管理計画の更新につきましてですが、こちら、昨年度作成しました公共施設の長寿命化関係につきまして委託しておりました。こちらは、資料をご覧くださいと分かりますが、劣化度調査ということで、例えば屋根がどういう状態であるとか、設備がどういう状態であるかといったところを専門家の目を通して診断いただいたというようなこともございまして、なかなか一般の事務職員では測り切れないところにつきまして委託業者の目を通して確認していただいたというのが前段としてあります。

今回、また国から公共施設の総合管理計画を、その長寿命化計画、個別施設計画を踏まえて見直しされたいと要請が来ておりましたことから、それらの専門性を引き継いでの公共施設の総合管理計画の見直し、改定にしていきたいと思いますと考えております。

併せて、この公共施設等総合管理計画は、今後の公共施設の老朽化問題に対応するための指針として作成するものでありますことから、これを踏まえて計画的に浅川町の施設をどのように手当てしていくかということの参考といえますか、その指針として生かしていきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3……。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、できればそれ、私再々質問言う前に今の副町長の答弁ほしかったですよ。何も言えないもん、これじゃ。さっきの再々質問の前の総務課長の答弁のときに副町長が今の答弁を言っていてくれれば、私もっと別な、それに対してということが言えるんですよ。分かりますよね。

じゃ、何に利活用するんですかという質問をしているのは、それなんです。それが欲しかったんですよ。ですから、もうちょっと中身を濃くやりましょうよ。国から520万来たからやったんだじゃなくて、今の副町長の答弁が欲しかったわけですよ。そうすれば、じゃ、その物に対して何を町は、次のステップとしてやるんですかということを知っていたんですよ。

だから、何をやるんですかという答えの話を今されても、また今度言えない。ですからちょっとその辺は改善していただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、2番、兼子長一君、（2）役場行政組織の見直しについての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 役場行政組織の見直しについての質問をさせていただきます。

私、2回ほど、一般質問においてこの問題取り上げさせていただいております。再度お聞きをしたいと思っております。令和3年3月議会において、町長は役場組織の機構改革は昨今の状況を踏まえ事務事業の在り方を整理するなど速やかに取り組むと答弁しました。現在の状況について、どうなったのか2点ほどお伺いをいたします。

1点目ですけれども、組織見直しに向けて事務事業整理の取組を始めたのかどうかお伺いをいたします。

2点目、この取組が始まったのであれば、組織見直しの施行時期、それから、その作業体制の内容についてお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

役場行政組織の見直しにつきましては、本年4月に、主に各課若手職員から成る浅川町機構改革検討委員会を設置し、調査・検討を始めたところであります。

次に、組織見直しの施行時期につきましては、来年4月からを目標にしております。引き続き、当該委員会において、社会情勢の変化や時代潮流に対応した組織、住民の利便を考慮した組織等について調査・検討を進め、庁内手続を経て成案を得ましたら、今後、関係条例等について議会に提案したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目、4月に職員でそういう検討委員会を立ち上げたということで、それは分かりました。

2点目については、この組織見直しについて、一応来年4月を目標にしているということで分かりました。

それで、その検討委員会の実質、チームリーダーといましようか、それをつかさどる方はどなたなのかちょっとお聞きしたいのと、その構成メンバー、役場の課長なり課長補佐あるいは主任主査、主査、主事、どういう構成なのかちょっとお聞きしたいと思いますね。あと、人数もお願いしたいです。あと、その検討委員会、今まで何回行われたのかもお聞きします。あと、検討委員会のいわゆるテーマ、組織を見直すためのテーマ、それは何かこうつくって、それについて検討委員会の中で意見交換なり話し合いをしているのかどうか。これ、テーマが非常に大事だと思いますね。今の役場の組織、どういった形で見直していくのか。これがきちんと明確でないと、ただ単にどここの課は人数が少ないとか、あるいは仕事の量が多いとか、そういった話で終わっちゃう可能性もありますね。ですから、きちんとそのテーマを設けて、今の社会情勢に合った組織に見直すんだという問題だと思いますね。

先ほどから、一般質問の中でもコロナウイルス接種の体制の専門部署がないとか、あるいはそういういろんなSNSを活用した町の情報、PRのそういう業務、こういうものも今の体制では多分追いついていけないのが今の役場組織の現状だと思うんです。

私、過去2回ほどの質問の中でもそういう問題を取り上げさせていただきました。ですので、そういうものも含めて、その検討委員会の中でやっていただきたいなと思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討委員会のリーダーとか構成メンバーは、担当課より答弁させていただきますが、この検討委員会は必ず前進して、町民に対してよりよい福祉向上、あるいは町民の方が安心して相談できるような行政をつくっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、お答えいたします。

まず、この検討委員会につきましては、私が委員長となっております、構成員につきましては、各課主に若手職員と申し上げましたが、主事もおりますし主任主査もおりますし、課長補佐もおります、各課満遍な

くといえますか、横断的に議論ができるような体制を構築しているところであります。

これまで、4月、5月と2回検討会を実施し、今後6月に3回目を実施する予定としております。

検討会のテーマにつきましては、まず機構改革に関する事、あと事務業務の効率化に関する事というのを設置の目的としておりますが、その検討委員会などの議論におきましては、先ほど町長から答弁申し上げたとおり、まず住民にとって、町民にとって利便がある組織であるべきであるということ。あと、各課が効率的に効果的に業務が行えるような組織にしたいということ。平成の頃から、17年の頃から組織が変わっていないということですので、町長答弁にありましたように、今の時代に応じた、社会情勢にのっとった組織にしたいということで、今意見としているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 分かりました。それから答弁漏れなんですけれども、この検討委員会の人数、ちょっと再度お聞きします。

この、リーダーが副町長ということで、大変心強く私思っておりますので、ぜひ、来年4月、この組織見直しができるように、今後、なかなか大変忙しい状況の中でこの作業を進めていくということで、時間があまりない状況だと思いますよね。条例改正が伴うのであれば最低限12月までには骨格を決めないと、多分3月の議会でその条例改正ということになるかと思うんですが、大変忙しい状況での作業だと思いますので、ひとついい見直しができるように期待しておりますので、お願いしたいと思います。

再度、人数だけちょっとお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） すみません、今手元にそのメンバー表を持ってきていなかったんですが、8名プラス私ということで、9人で議論をしているところであります、もちろんその者だけで議論しているわけではなくて、それぞれ各課に持ち帰ってもらって、各課からの意見などもいただいて議論を進めているところであります、これも町長答弁のとおり、今後成案を得ましたらまた次の手続に進めてまいりたいと。

議員おただしのとおり、周知期間等や準備期間等も必要ですので、4月とは言いつつもそこから逆算してスケジュールを今組んでおりますが、そのとおり進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、5番、岡部宗寿君、（1）城山を中心に、地元にある観光資源を利活用できないかについての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） まず初めに、私も健康保険のほうのちょっとやっておりますので。このたび、コロナウイルスワクチン接種で1回目無事終わりました。何事もなく、町民の方もスムーズにいったことにお大変感謝しております。この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

本題です。城山を中心に、地元にある観光資源を利活用できないかについて。

まず1問です。3月議会で、城山は山全体が埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、調査目的以外の掘削

や構造物の設置などが厳しく規制されているとの答弁がありました。キャンプ場に利用してよいのか、また、トイレ、水洗い場などができるのか再度調べるとのことでした。県の回答はどうだったのか伺います。

2点目です。即身仏が今年の秋、町長から言われると9月か10月には帰ってこられるとのことですが、帰ってこられたらどのようにするのか、町の考えを伺います。また、それについて小貫の方々との話し合いなどはされているのかも伺います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（5）町にある名木や自然、旧跡、建造物（狛犬など）、そして即身仏等を生かして町の活性化を図ることの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 4つほど伺います。

1つは、町にある宝物、私は宝物とあえて言いましたけれども、何百年もの樹齢がある桜あるいは杉の大木、紅葉の大木、アスナロの大木など、浅川町には、例えば箕輪のアスナロは県の緑の文化財の指定を受けておりますけれども、そういう大木から様々な石や岩、あるいは池、そういうものがあるんですね。先ほど、控室でもいろいろ話になりましたが、城山に昔、源義家の馬のひづめの跡が石に残っているという、そういう私小さいときからそのところへ行って、聞いて、伝説がある石なんかもあったり、まだまだ本当に隠れた宝物がいっぱいあるんだと思うんです。そういうものを、やはり生かしてやっていくということであります。

それから、2つ目には、ただいま5番議員さんからもありましたが、城山の活用。これは、私があそこにたまたま登って眺めたとき、本当にいい天気のとくに、郡山から来たという老夫婦が自動車を降りて眺めていました。こんなに眺めのいいところはなかなかないですねというようなことで、お褒めの言葉をいただいて、そうですね。ちょっと下ると磐梯山も見えますよというようなことも話しながら歓談したことを覚えています。

やっぱり、そういう眺望は私、おそらく水郡線沿線でも3本の指に入る、そういう公園だと思います。そこを、いろいろな、今議員さんからもありましたけれども、制約もあるとは思うんですけれども、もっとあの山そのものも活用しながらその周辺の山、もう荒れている田んぼ、畑、そういうことなんかも活用しながらもう少し、例えば括弧して書きましたけれども、福島の花見山の的なものや山の中に紅葉とか、様々な鑑賞のできるような植栽をすとか、そういうことが、私はできるのではないのかなというふうに思います。

と同時に、そのほかの、城山だけじゃなくて神社仏閣などについても、いろいろ調べていけば、由緒あるそういうものも分かると思いますので、ぜひ活用すると。

3つ目には、この狛犬や石造物、あと例えば山白石の破石、こういうものを宝物としてきちんと保存しながら活用する。特に狛犬は本当に狛犬ブームと一時言われましたけれども、小松寅吉等の狛犬が県南地方の各所に何十もあります。あるいは狛犬ではなくても、石造物、こういうのを例えば山白石の長徳寺の正門の棟のところに、門のところにある彫刻などは、複数のお坊さんや人物なども配しながら見事に浮かし彫りになっているんですね。そういうもの。

あるいは同じく石造物では、牡丹園に、女神の像とすぐそばに鶏がいるという、そういう彫像も牡丹園にあります。これはちゃんと看板が出て、小松寅吉が彫ったものだというのを、天照大御神がどうのこうのというふうなことが書かれておりましたけれども、そういう建造物も、石造物もあります。

ですから、もっとやっぱり広範囲に調べていけば、こういう石造物なんかは宝物として生かすことができるのではないかと。そして最後には何とんでもこの小貫の即身仏、ただいま5番議員からもありましたけれども、今年の秋以降、11月頃なのかなという、はっきりしたこと私も認識はしておりませんが、そういう時期に帰ってくる。即身仏は、今非常に、昔は疫病というふうなことで、様々はやり病を疫病と言っていましたけれども、疫病退散のために命をかけてその願いを全うしたという、本当に崇高な……。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。もう少し簡潔にやってください。

○10番（角田 勝君） そういう方でありまして、この浅川町に戻ってきたときに、どういう町は催しをするのかということと同時に、私はその帰ってきたときに、以前町長は花火を上げて云々というふうなこともありましたけれども、そういうこともさることながら、各新聞社などにもきちんとお知らせをして、それらの催しを大々的にやっぱり宣伝をするというのも私は大事なことだと思うんです。

そこで、そういう方々が大勢集まるんだけど、駐車場が実はないんですね。大杉のあるあの集会センターのところどうのこうのという話もありますが、私はやはり、お寺のすぐ近くに緊急に駐車場をつくると。帰ってくるまでには、その買収なり利用、借地でもいいと思うんですけれども、駐車場が出来上がるというそういう日程で、私は駐車場をまずつくることが喫緊の課題であるなというふうに思うのでありますが、これを生かした、そういう町の観光、文化の面でも活性化を図るべきだと、こういう質問であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、5番議員にお答えいたします。ちょっと長くなるかもしれませんが聞いておいてください。

1点目については、前回の3月議会でご説明したとおり、城山は山全体が埋蔵文化財包蔵地となっているため、文化財保護法による規制がかかっております。開発行為を行う場合には、事前に埋蔵文化財の発掘調査を行い、問題がないならば着工という流れになりますが、土地そのものに価値があるとされる場合は認められない場合もあります。

また、城山は1級保安林に指定されております。県に確認したところ、保安林は作業許可基準にのっとり森林整備などの作業以外は許可が出ないため、保安林となっている場所は開発行為ができないとのことでした。これらの条件を満たせばキャンプ場整備も可能とはなりますが、時間的にも、金額的にも相当なものになりますので、十分な検討が必要かなと思われまます。

なお、城山山頂でキャンプをすることは、火気の取扱いやごみの持ち帰りなど、基本的なルールを守っていただければ、特に禁止などはしておりません。

2点目については、より一層のPRをしていく考えであります。イベント的なものを含め、現在、その方法や内容などを保存会と協議・検討している段階であります。具体的になりましたら、皆様にお知らせしたいと考えております。今後も、より多くの皆様に知っていただけるよう、保存会や地元と連携していく考えであります。

次に、10番議員にお答えいたします。

1点目から3点目については、それぞれ管理している方は違いますが、それぞれの所有者、管理者、関係団

体などと連携して保存に努め、町の活性化を図っていきたいと思っております。また、これらを総合的に紹介、案内できるものもできないか、検討していきたいと思っております。

4点目については、先ほど5番議員へ説明のとおり、イベント的なものやお土産品などを含め、現在その方法や内容、PRなどを保存会と協議・検討している段階です。具体的になりましたらお知らせしたいと思えます。

また、町道の拡幅に合わせてバスの待機所の設置を予定しております。今後も、保存会や地元と連携して進めていく考えであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 結局、前と同じ答えですね。町長、これ分かりますか。これ、今回来た内容、これ分かりますか。

これ、皆さん分かるように。この対策、2018年からやっているんですね。今回、この浅川は、2020年度にこの5枚の中に入ったんですね。大体、そのほかに入らない人は10枚、だからこれ「来て」というものです。浅川だけ見てください、「住んで」と入っています。

これほど、県でPRしている城山ですよ。町長、県でPRしているんですよ。それなのに、県でPRして分かるように、今町長が言うように、何もできない。私、前に言ったのは、最低でもトイレを、あれはちょっとうまくないんじゃないですかと。男だったら何のあれでもできるかもしれない、女の人にあそこに入って用を足してくださいと言ったら、これ、今風じゃないんじゃないですか、たしか言ったと思います。せめて、トイレだけでもできるように。県のほうでは、これほどPRしたおかげで、浅川町今大変な人が来ているんだと。それで、申し訳ないんですけども、浅川町つくったトイレでは間に合わなくなっちゃった、これ、県のPRのおかげで物すごい。これ何とか、県の責任で、トイレだけでもつくってくれないかということ言えないですか。

それと、あと即身仏ですね。小貫の即身仏ですが、こうやって浅川でちょっと今、全国的にも盛り上がっていますけれども。ただ残念なので、これ、きょうも控室でもめたんですけども、文化財になれないという。文化財になれない、じゃ文化財には何だといったら、その入っていった棺桶だと。じゃ、これは何か、町として、町長、特例です、特例として、町としてこれはもう、だって、県に一体しかいないと町長言ったじゃないですか。県に一体しかいないこのミイラを県と町として、特例として特別文化財的な方法に持っていくことができないのか。何かそういったお墨つきというか、そういうのあればもっとこうPRになるんじゃないですか。その辺のことを、認定すべきと思うんですが、町長伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いつも熱血な質問ありがとうございます。

それで、その「来て」のパンフレット、リーフレットは私も持って歩いて、昨年から配ってPRをしている1人です。本当に、住んでというのは、この59市町村のうちに5町村しかないんですね。本当に自慢のできる城山だと思っております。これは、5番議員でなくて各議員からもこの城山を何とかしろと言われております。

それで、このトイレは今きれいに、女性でも使用できるように清掃はしております。新しいトイレは今検討しておりますが、なかなか厳しいところかなと思っております。

あと、PRしても道路が狭いとか、聞いておると思いますが、なかなか入れないのが現状でありますので、とにかく前向きに、ほかの町村の方々、県外の方々に来れるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長がいつも言う、その頑張っているのは分かります。ただ、頑張っているのとやるがちよつとこうか合わないんで。町長、何回も言いますが、あれ掃除したぐらいではだめなんですよ。何回も言いますが、あれは建てかえですよ。今あれ、確かに掘らなくちゃならないと思います。今の簡易式水洗トイレというのは、たしか掘って、ポットン便所と水ちよつと流してシュッとやって、少ない水で流れるようなあれだと思います。最低でもそのぐらいは町長しないと。今、道路が狭いとか何とか言いました。でも、そんなこと、あそこに見に来ている人一言も言った人いません。ただ、トイレのことを言っていますけれども。

あと、残念なのは、木がちよつと育ち過ぎて、今、安達太良連峰のほうがちよつと見づらいなんていうのが何人も来ています。これだけの、とにかくさっき、町長、私も言いましたけれども、これだけのPRを県でしてくれたのに、言っていることと、PRと森林何とかというのがありますけれども、この間も言ったじゃないですか、森林再生のためには、その塹壕までかぶって道路をつくって、あれほどガラガラ歩いて、あの城山行ったらきつとみんなびっくりすると思いますよ。

そのほかに、あそこで大した杉の木もあるというわさを聞いていますよ。この県南では一番の杉の木があるんじゃないかという話ですけれども、それは町のほうでもう一回調べてみてください。本町の矢吹商店の持ち物だそうですね。そういう話もありますんで、ぜひ町長、私最後になりますけれども、城山のトイレ、とにかくこれを頭に入れて、これだけは本当皆さんに、浅川町、これが始まりだと思ってやってください。ミイラはその次でもいいと思います。とにかくもトイレだと思いますから。

今後、城山を中心に町の観光、町長はどのようなビジョンを持っておられるのか。それを聞いて最後の質問にします。どうぞ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） トイレは、様々な検討をしております。できるかできないかは、前向きに考えてやっていきたいと思っております。

あと、町長の考えはということですね。私は、自分の町にあるものを観光資源にしていきたいというのは、前から言っているとおりであります。当然、城山、即身仏、弘法山、吉田富三記念館とか、様々なものがあります。そしてまた、最近ではやっぱりPRしているのは、知っているとおりに小貫の大杉ですよ。大杉、あれなんかチラシに載りまして、かなり見に来ている人がおります。それで、周りが物すごく汚いなんて、そういうこと言ったら、誰が言ったんだか分かりませんが、小貫の地区の方がきれいに清掃して、いろんな建物が倒れたのをみんな真っすぐにさせていただいて、今景観がきれいになっております。

そういう関係で、とにかく新しいものをつくるんじゃなく、あるものを様々な面で観光にしたいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 5番議員さんが、いろいろトイレのことなんかも含めてやりましたが、私もそのとおりだと思います。町長も、この浅川町にあるものを生かして観光に、あるいは活性化のために役立てると、こういう基本姿勢を持っているということも明らかにしましたので非常に期待をしていると同時に、ぜひそういう方向を生かして、この浅川町に活性化をもたらすような、そして町民として誇りの持てるような、そういうものに一つ充実させていただきたいと。

そこで、具体的には小貫の駐車場のこと。これは、バスの待機所をつくりたいというような表現をしましたがけれども、待機所ももちろんそういうこととして私は必要だと思うんですけども、やっぱりきちんとした駐車場を早急につくるという、そういうものを考えて、この帰ってくるまでに地元の保存会の人たちとも相談して、あの近辺に活用できるような土地あるいは協力してくれる、そういう土地を探して、9月の補正で補正をして駐車場をつくるというぐらいのことをきちんと私はすべきだろうと思うんです。

同時に、やっぱり、城山のトイレのこともありましたけれども、トイレのことも当面は簡易トイレかなんかで対応するしかないと思うんですけども、水洗のトイレを考えていくというようなことも、この即身仏が帰ってくるということの記念行事に間に合うように、努力をしていただきたいと思います。

それとこれ、先ほどから私言いましたけれども、浅川町の宝物をやっぱりどうやって探すかということが私非常に大事だと思うんです。町長は、あるものをやっぱり生かすと。私は狛犬のことや石造物や自然、例えばあの大草川の——大草川は毎年山が崩れているんですね。しかし、そういう中でも、あの溪谷に紅葉がきれいに秋になると色づいて、そういうものもやっぱりこうきちんと意識して発見していくという作業が、私必要だと思うんです。文化財保護委員会もしっかりだと思いますし、担当の農政商工課もしっかりだと思います。あるいは、関連するそういう機関のメンバーの方々とも相談しながら、やはり宝物探しは、私は必要だと思うんです。

今、議会でもいろいろ論議になったのは、限られたものですね。ですから、もっと広範囲に宝物探しをぜひやってほしいと思うんですが、駐車場とその件についてお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） トイレは様々に検討させてください。そしてまた、駐車場は、小貫太田輪線ございますよね。そして130メートル今度拡張するわけです。その田んぼを買っていただきたいというあれがございまして、町は最初は買わないつもりでありましたが、今様々に検討して、購入して駐車場、バスが置けるようにしたいと考えております。

また、狛犬も、狛犬の保存会の会長さんが吉田富三記念館で写真展を依頼したり、小学校で狛犬の件で講演をしたりして、今少しずつPRをしております。私も、今後もまた力を入れてやっていきたいと思っております。

また、先ほど大草の溪谷の話が出ました。あそこ、秋の紅葉には間違いなくきれいであります。ただ、いかんせん入っていく道路が確かに悪うございます。私も、現地に2回ほど行かせてもらいましたが、やはりそれもすぐにはできませんが、今後の課題だと思っております。

とにかく、町にあるものを全て洗い出しして、観光のPRにしていきたいと思っております。ただ、時間が

かかると思いますが、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと度忘れしましたが、城山の道路が狭いんですね。確かに大型バスなんかは登れないんですね。これは、議会で論議になって、やっぱり、せめて普通車が交差できる4メートル50ぐらいの道路はつくらなきゃだめだと、こういうふうなことを当時の担当課長にも、議会で論議したんですが、あれは林道開発というか、林道の設置というような補助事業をもらってやったものですから幅を広げるわけにはいかないんだという、そういうことで狭くなっちゃったんですね。

私は、今言いたいのは、急カーブが何か所かありますね、その急カーブの側溝にぜひ蓋をしてほしいという、そういう話がありました。あれは、いわゆる蓋がけ側溝ではありませんが、今はそういう蓋ができなくても、きちんと、あまり動かないギザギザが入ったりゴムが貼ってあったりいろいろな蓋があると思います。そういうものを、急カーブのところにぜひ蓋をしていただきたいなというふうに思います。

同時に、今町長も言われたように、やっぱり文化財保護委員会なんかを含めてそういう、宝物探しと私も俗な言葉で言いましたけれども、そういうことを意図的にやっぱりやる、そういうことをぜひ提起したいと思うんです。ぜひ、そういう動きをつくって、例えば桜の木では一番太いのは松野入の余都根から上がったところの桜の木だろうと、私も現物を見ましたけれども、すごい桜の木です。そういうものも含めていろいろ検討したり探したりする、そういう動きをつくってほしいと、こう思うんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 城山の道の拡張は大変厳しいと思っております。また、急カーブの側溝は、これは担当課といろいろ相談をさせていただきたいと思っております。

そして、様々なPR、去年も一昨年もありました地域おこし協力隊、これがなかなか募集に来ませんでして、今回も今力を入れているところであります。何とか、この地域おこし協力隊を見つけて、こういう地域の活性化のために頑張っていきたいと思っております。

また、様々なご協力をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど2番、兼子長一君の答弁に対し、副町長より訂正がある旨申出がありましたので、これを許します。

副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 午前中にありました、2番兼子議員の再質問、浅川町機構改革検討委員会の人数につ

きまして、私を含めて9名と申し上げていたかと思いますが、正しくは私を含めて8名でありました。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、5番、岡部宗寿君、（2）こども園の丁字路の横断歩道についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） こども園の丁字路の横断歩道について、1点お伺いします。

これまでも、何人かの議員が質問しておられると思いますが、全くできないのはなぜなのか。町長、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道大名大塚箕輪線と坂ノ前山敷田線交差点付近の横断歩道の設置についてですが、通学路合同点検時に、管理者である石川警察署へ要望しているところです。その際に、横断歩道の安全上、歩道から歩道へ渡る横断歩道が望ましいとの回答を受け、未整備部の歩道整備を進めております。令和2年度に測量設計業務を行いました。令和3年度に、用地取得のための予算を計上しており、順調に進めば令和4年度に工事を実施したいと考えております。

横断歩道の設置については、歩道の完成と同時に設置していただけるよう、公安委員会の交差点協議と横断歩道設置要望をする予定になっております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 分かりました。

町長が議員のときからの質問ですので、やっともうたしか3年にはなったと思いますが、随分進んだ話をされていただきまして誠にありがとうございます。

とにかく、これ、町じゃなく公安委員会と警察とかの関連もあるでしょうし、あとは地権者、その土地を買わなくちゃならないということも分かります。やっぱりここは、町長がいつも言っておられるスピードを持って仕事をなされて、一日も早く横断歩道ができるように願って、簡単な質問ではございますが、これで終わりにします。

ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に質問順5、3番、会田哲男君、（1）松野入字内畑地内町道の防護柵の改修と水路の布設替えについての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 質問に先立ちまして、先ほど岡部議員が言ったんですが、私も昨日、コロナワクチン2回目打ち終わりました。大変スムーズにいきまして、職員の皆様のご協力に感謝を申し上げたいと思います。

また、町民の方の多くの方からも、大変スムーズであったと。職員の方にお礼を言ってくださいとの言葉をいただいておりますので、この場を借りて御礼を申し上げます。なお、この後も、64歳以下の方も接種すると

思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問いたします。

松野入内畑町道の防護柵の改修と水路布設替えについてご質問いたします。

松野入内畑地内の河川沿いの町道の防護柵の改修と用水路の布設替えについては、昨年の6月議会においても質問したところですが、再度確認の意味におきまして質問したいと思ひます。昨年の6月での町の答弁は、水路工事と併せて柵を改修する計画で設計委託を準備しているというふうな答弁でございました。また、なるべく早く早急に実施したいとの答弁でございましたが、その後1年がたちました。この柵は老朽化がひどく、また高さも低く危険で、早急な改修が必要でござひます。

1年が経過しましたが、現在の改修への進捗はどうなっているのか、また工事はいつ頃実施の予定か伺ひたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

内畑線の防護柵の改修と水路布設替え工事ですが、令和2年度に測量設計業務を委託し、これまで地元関係者と打合せを2回実施しております。今年度実施する工事ですが、老朽化して危険な柵の改修工事、老朽化した水道管と消火栓更新工事を予定しており、10月をめどに発注する予定となっております。

なお、令和4年度には、水路布設替え工事と舗装工事を実施したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 地区との協議を2回行ったということですが、この説明会の中で、いろんな異議とか異論とかは出なかったのでしょうか。スムーズに地区の皆さんがご協力いただけたというふうなことだったのでしょうか。

また、工事の内容、水路もやるということですが、この水路をどのような形に持ってくるのか、その辺をお聞きしたい。

また、10月をめどに発注ということですが、これ、1年でできるんですかね。その辺をお聞きしたい。あるいは2年ぐらいになるんだか。その辺を再度お聞きしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させますが、この工事はとにかく一日も早く施工できるように私からも願ひをしておるところです。この工事は、かなり前から要望がありますので、特に柵の件は、小さい子供がおりますので、何とか早めに行けるよう整地して工事をやりたいと思っております。

あと、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） ただいまご質問ありました、地元説明会での意見等についてでございますが、やはり、水路の位置をどこから道路のほうに持って行って、宅地内のほうの近くを通っている水路、これを管理しやすいようにしてほしいという内容でありましたので、その位置を決定するのに2回ほど開催して意見を伺ひました。その中で、地元の皆様が納得していただけるような方法で改善できるというふうな見込みになりました。

それから、水路の位置ですけれども、今宅地内のほうを通っている水路を、道路上、道路の真ん中辺りに持っていきまして、住宅地ですので道幅も狭いことから、通常、側溝みたいなものを道路の脇に設置するんだと思うんですが、水路の蓋、車が通ってカタカタ音がしないようにということで道路の真ん中に設置するような考えでおります。

それから、10月をめどに発注するというお話ですけれども、今年度発注する工事につきましては、老朽化して危険な、優先度が高いと思われるあの柵のほうを発注します。それから、水道管の布設替え、消火栓工事、そして水路については令和4年度に予定しています。そして、最後に舗装の掛け替えということで予定をいたしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 部落からの納得いく形でやってもらうということで、大変よかったと思っておりますが、そうすると、柵が10月発注、水路が令和4年度、舗装も令和4年度、今年と来年で、2年でこの工事は終わるというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 予算もございますけれども、町といたしましては令和4年度までに完成したいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）県道埴泉崎線の風口前十字路の見通しをよくすることについての質問を許します。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 県道埴泉崎線風口前の点滅信号のある十字路は、棚倉方面からの直進、左折、右折ともに左側のカーブののり面により見通しが非常に悪く、危険であります。

昨年夏にも、そこで人身事故が起りまして、ドクターヘリで運ばれるというふうな事故もございました。人命に関わる事故も起り得る危険な箇所となっております。この危険回避のために、県道ののり面を切り、安定勾配とし、棚倉方面からの通行の見通しをよくする必要があると思いますが、そのためののり面改善の工事をすべきと思っております。これに対する取組について、町の考え、方向性等を伺いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

県道埴泉崎線と町道中里仁公儀線の交差点で、仁公儀方面からは左右の見通しが悪く、現地には左右確認のためのカーブミラーが設置されております。ご質問のとおり、特に左側の根岸方面からの見通しが悪く、県道のり面が原因の一つであると考えておりますが、近年、のり面に草木が繁茂してきており、これらも原因の一つであると考えております。

見通し改善のため、石川土木事務所への樹木の伐採とのり面草刈りの要望をいたしました。のり面の改善工事につきましては、のり面の上に畑があり、畑の所有者のご協力が不可欠であります。改善工事については、今後も県と相談してまいりたいと考えております。

当面は、県と町で相談しながら、木の伐採と草刈りで見通しの改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 私、この現地を昨日見てきました。半分というか、樹木を切って草も刈ってある状況が確認できました。しかし、ちょっと切る部分というんですか、低いんですね。あと、一番肝腎なカーブのデベソみたいに出ている部分、その辺が全然まだ手がかかっておりません。それで、そこもやるとは思いますが、そこを、木を切って草を刈ってきれいにする、多少見通しがよくなると思います。ただ、根本的には、先ほど町長から地権者もあると、上の畑の問題もあると思うんですが、やはりあそこ本当に見通しをよくするためには、カーブの部分の出ているのり面、これ土木でやるんだか町でやるんだか、あれですけども、県道という考えであれば土木でしょうけれども、町道からの見通しが悪いというような状況で、どのように判断するか分かりませんが、町でやるもんだか分からないんですが。

ぜひ、今当面は草を刈ったり木を切ったりしてお互いやってということですが、抜本的にやっぱりのり面を削って、カーブの部分の削るというような方策を、ぜひ町でも考えてほしいですし、あと県のほうにも、どちらでやるかは別として、どちらでやるにしても強く要望していただきたいと思います。

どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 事故のないように、さらに現地を確認して対応をしてみたいと思っております。当然、事故が起きてからでは遅いですから、のり面を削る方向で様々に検討してみたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ぜひ、のり面を削る方向に持って行っていただければと思っております。これは県との協議も必要でしょうけれども、ぜひ強力にお願いしたいと。

それともう一つなんですけれども、たまたま昨日行ったとき、カーブミラーがあって、ある程度見通しあるんですけども、カーブの手前に道路標識とかありますよね。それが、こうかかっちゃって見えないう状況なんです。これも、ある人に、昨日たまたま通った人に会ったんですが、何で町ではこういうふうな標識のあるところとか案内板のあるところの木を切らないんだという話になったんですけども。ああなるほどな、そのとおりですねということで話したんですけども、ぜひ、前にも農道関係の草刈りとか何かの件で質問したことがあるんですが、ぜひその標識関係とか、日頃、職員なり町長も歩いているでしょうけれども、職員もぜひ心配りをいただいて、その見えないところの伐採とか、草を刈ると、そういうことぜひ日頃から心がけてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど申したように、事故のないようにさらに現地を確認して、道路標識などの樹木の伐採などを検討しながら対応したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）町活性化推進に伴う職員研修（スキルアップ）についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 冒頭に、先ほど来から出ていますけれども、コロナ等の関係については今回質問いたし

ませんが、65歳以上の高齢者に対してワクチン接種につきまして、医療関係者並びに行政一丸となっているような困難があるにもかかわらずスムーズに施行されていると感謝申し上げます。これからも未接種者、それから接種希望者完了するまでご尽力いただきますようお願いいたしますとともに、今回の質問についても簡潔明瞭に質問いたしますけれども、なぜ質問するんだという意味をご理解いただくためにも若干長くなることもあろうかと思っておりますけれども、その辺はお許し願えればというふうに思っています。

それじゃ、質問に入らせていただきます。

町活性化推進に伴う職員研修ということについて何点か質問いたします。私個人的には、常々、行政のスキルがそのまま町形成のスキルになるというふうに感じています。今までの一般質問、同僚議員が何点かさせてもらっていますけれども、それらの全て課題の先にあるのは、そういった職員の皆様方というよりも行政のスキルがそこに全て表れてくるんじゃないかなというふうに考えています。

特に、現代社会のコロナを含めて、急速な変化に対応するため、そして町民満足度を高め活気ある行政であり続けるためには、研修、教育という人材育成は、町活性化推進にも絶対的に必要な不可欠なものだというふうに考えています。

また、地方公務員の人材育成は、平成に入り、特に地方分権の進展や積極的な行政改革の推進によりますます重要になってきていることは皆さんもご存じのとおりだと思います。国としましては、各地方公共団体が人材育成の基本方針を策定するに当たっての指針、これもご存じだと思うんですが、地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針というものを平成9年に通知させてもらっています。職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした基本方針を各地方公共団体が策定することを促してきています。これはもうご存じだと思うんですが。

それでも、平成26年に町が取り入れた人事評価の導入だとか、それから女性の職員の女性活躍推進に向けた取組、それから30年の行政の働き方改革等々があつて、今の、策定期期のときよりは大きく変化しているというのも事実だと思います。

ただし、今後ますます人口減少や高齢化が進む中、将来にわたり必要かつ町民が望む行政サービスを提供するためには、人材育成も含めて浅川町職員としてふさわしい資質を持った人材確保が最重要だというふうに考えます。

それで、人材育成に関する研修、教育という観点から何点か伺います。

1点目、これは後ほどの質問にも関連すると思われませんが、ここ10年間の新規採用者数と、その新規採用者数だけの限定の退職者の推移を伺いたいと思います。

2点目に、民間ではISO9001や14001、それから17025取得時に行動指針を策定します。これは、多分町でも人材育成基本方針の基本理念と位置づけられていますから、全ての職員の、組織と理念と価値観を共有する確、迅速な行動をするための規範となる職員行動指針は策定済みかどうか。これはあると思うんですが、その辺を伺います。

3点目に、冒頭の、国からの地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針を受けて、町はどのような対応を取られたか。平成9年当時、ちょっと遡りますけれども、それについて伺います。

それから、4点目に、職員研修に関しての条文は地方公務員法の何条に規定されているんだということをま

ず伺って、その同条に規定されていると思うんですが、簡単でいいので町としての人材育成基本方針の基本的な考え方を説明願いたいというふうに思います。

以上4点、5点目の具体的案件については後ほど質問させていただきたいと思います。4点ほど伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については課長より答弁させていただきます。

2点、3点、4点目をまとめてお答えいたします。

まず、3点目の町の対応ですが、浅川町では、国の「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」を受け、平成16年12月に人材育成基本方針を定めております。

2点目の行動指針につきましては、その人材育成基本方針の中にある目指すべき職員像として7項目を定めております。それが行動指針に当たるものと考えております。

4点目に関しましては、同じく人材育成基本方針の中に、職場内研修、職場外研修、派遣研修について記載し、人材育成に努めております。

あとは課長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、1点目の新規採用者の過去10年の推移を申し上げます。

まず、平成23年度が4名、24年度が4名、25年度5名、26年度3名、27年度5名、28年度6名、29年度6名、30年度5名、令和元年度はゼロです。令和2年度が8名で、合計46人となっております。

そのうち、退職者ですが、2年度末までに6名の方が退職しております。その6名のうち、勤務年数1年未満の方が2名、3年が2名、7年が1名、8年が1名という状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけ漏れています。職員研修に関するの条文、地方公務員法の何条か。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

地方公務員法の第39条でございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今ざっと、過去10年間の新規採用者、それから退職者等の推移をお聞きしました。この採用というのは、多分、どういう形で採用計画が立てられているか詳しいことはちょっと私も分かりませんが、一般的にはですが退職者の補充という意味合いの採用、それから、5年、10年、20年を見据えたところの採用、それから、中長期的に見た採用、それから各職性、いわゆる各課、各係から要望があった採用があると思います。

いずれにしても、採用は非常に厳しいんだということは、採用活動が非常に厳しいということは私も重々承知しているんですが、採用したから終わりだということじゃなくて、採用した後どういうふうなことの育て方をするんだということが一番重要でありまして、そのために採用時の教育、研修というのが非常に大事になるんだろうなというふうに思っています。そのことについては後ほどちょっとお話しさせていただきたいと思うんですけれども。

2点目の職員行動指針、平成16年につくった基本方針の中に7項目あると。私ちょっとそれ確認していないので中身はちょっとあれなんですけれども、当然、職員の意識向上の問題ですから、職員自治の変革だとか職場環境の変革、住民の期待への対応、もろもろについて常日頃からそれらの意識を持つためにも重要なことだというふうに思います。

通常ですと、一般的な、それが全部だと私も言いませんけれども行動指針、私はこのような行動をしますというカードを普通つくって、常に胸ポケットに持って、常にそれを見ながら確認しながらやるというのが、一般的な会社では往々にしてあります。役場行政のほうでどういうふうな形でやっているか、周知徹底させているかというのはちょっと分かりませんが、重要なことだというふうに思っています。

それから、3点目の人材育成基本方針策定指針は地方自治体の職員の研修ということで、これがスタートラインだというふうな位置づけだと思うんですけれども、これは対応があってしかるべきことだと思っています。それから、先ほど出ました職員研修に対する認識については、地方公務員法の39条、これ当然そうなんです、その中に、3項に、基本方針を策定することというふうに、これも条文化されています。その意味で、先ほど言った平成16年の基本方針がその中に入っているんだというふうに思っていますけれども、基本方針がどういう形になっているか、ちょっと先ほど言いましたように、私も分かりませんので何とも言えないところあるんですけれども、これ何かで確認できるのでしょうか。

何かホームページ等々を見たときにそのあれが出てこないような気がするんですけれども、確認できないのであれば、後で、条文化されているでしょうからそれをちょっと後でお見せいただければというふうに思っています。今、ここでどうのこうのじゃないんで、後で資料をいただければと思います。

それで、公に、職員の研修とかなんかが確認できるのは、浅川町の今度配布されました第5次振興計画の後期基本計画の中の8、行財政運営2の最小限の経費で最大限の効果を発揮するという文言が入っています。それから、その中にも行政組織の改革も始め事務事業の見直しを行うんだということが書かれています。それから、主要施策の(6)に、行政改革の推進という項目があり、その中に行政組織の機構改革、これは先ほど同僚議員も質問したとおりですが、事務事業の見直しとか経営管理の適正化とか、研修会の推進をしますよと。職員のスキルアップをそこで図りますというふうなことも書いてありますが、そのほかにはほとんど見受けられない。たった1行か2行だけだったような気がします。

それで、ちょっと具体的な質問になるんですけれども、先ほどの(5)、質問の5番目なんですけれども、職員の資質だとか研修だとか、そういったものを向上させるために、多分ある規定の一つ浅川町の中にもあります。浅川町標準職務遂行能力を定める規定というのがあるかと思います。この中に、いろいろそういった標準の職務の遂行の能力を高めるためのものが書かれています、これは、研修そのものが各個人がやるものではないので、首長さん、町長さんのリーダーシップが特に必要な項目であろうかというふうに思っています。

それで、先ほどちょっと町長も触れられましたけれども、研修は3つぐらいに分類されるということで今お話もありました。1つが自己啓発研修、これSDと言われるものです。Self Developmentかな、があるかと思うんです。それから職場内研修、OJTですね。それから職場外研修、OffJT、この3つがその中の区分になれるかと思っていますけれども、当町におきますとどのような実態になっているかということの一つ、最後に聞きたいと思います。

まず、研修実施計画が年間予定表として策定されていると思いますけれども、職場内、職場外の月別に簡単でいいので、もしいっぱいあるんだったら項目別でも構いませんが、

○議長（円谷忠吉君） 4番議員さん、ちょっともう少し……。

○4番（木田治喜君） 分かりました。その職場内研修と、職場外研修を月別にちょっと教えてください。

それで、特に新人の新採用者研修にはどんな内容、具体的に何月はここまでやる、何月だったらここまでやるというような研修内容があるんであればちょっと教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、お答えいたします。

ご質問のように、研修につきましては、通常の採用されてきた方の職場外研修について申し上げたいと思います。

福島県の場合、町職員は福島自治研修センターという組織が平成4年にできておりますが、それ以降、まず採用1年目につきまして、年に2回、前期と後期で5日間ずつ研修を行います。現在はちょっとコロナ関係で3日に短縮されたり、オンライン等になっておりますが、基本的には1週間ずつの研修となっております。

それから、4年目に基礎力アップ研修、8年目が応用力アップ研修、12年目に実行力アップ研修ということになっており、その後役職に応じて、係長、主任、管理者、新任課長研修とそれぞれ受けることになっております。

そのほか、研修センターでやっております選択研修等がございます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、私から補足いたします。

まず、総括的なことから申し上げますと、福島県と福島県内市町村におきましては、研修を共同で行うと、それぞれで行うと非効率であろうということから共同で行うという体系になっておりまして、福島市にある自治研修センターというところで集合研修をしているというのが大きな研修のベースとして県内市町村にございます。

その中で、今ほど課長が申し上げたように、新採用研修もありますし、あとは年代に応じて、3年目とか5年目とか、係長、管理職、新任課長それぞれ区分に応じた研修であったり、あとはそのほかテーマ別の研修、政策系研修だったり法務の研修だったり、そういったものが位置づけられておりますのがまず前提としてあります。

浅川町を細かく見ますと、先ほど議員からあったように、基本的な職場内研修ということで浅川町のルールを教えたりであったり、発議書の書き方であったり、その他もろもろについてはOJTの中で研修をさせている、しているというところがあります。そのほか、職場外研修がその自治研修センターでありますし、あと自己啓発とか派遣研修という意味では、例えば県に出向する職員も以前にはおりました。

おただしの、年間予定表といいますと、今ほど冒頭に申し上げた、県内市町村を対象とした研修の中で、こ

の月にはこれがあるというようなところで、基本的に押さえまして、その上で職場内研修を随時行っているというのが実情でございます。

加えて、新採用研修でどういったことをやっているかにつきましては、まさに基本的なところで、例えば応接、電話の受け答えであったり、名刺の受け渡し方などから始まり、その他分掌事務であったり住民の方の要望対応の研修であったり、様々なところを研修して、以前ですと4泊5日で年、前期と後期の2回やっておりましたが、今コロナ禍ということで縮小して実施されているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 多分、予想していたとおりの回答なのかなというふうには思います。

それで、冒頭にも申し上げましたけれども、研修というか職員のスキルアップは大事だよというのは、これはご認識いただいているんだと思います。ただし、今の話ですと、新規の採用者数が46名入って、そのうち6名が退職しているんだよと、10年の間ですね。特に1年未満が2名いると、まあもろもろにいろんな諸事情あるんだろうとは思いますが。それで、6名が多いのか少ないのかという問題もあります。多いんでしょうか、少ないんでしょうか。それは町の認識としてはどうなんでしょうかね。

ということはなぜかと言うと、なぜこういう話をするかと言うと、新入社員、特に新採用の研修というのは一番重要なことで、まずは皆様不安を持って入所されるわけですよ。そうすると、その不安を取り除くためにも、いろんなところでそういった話をしてあげる。先ほど、一番最後に言ったように、新規採用者研修についてはちょっと詳細教えてくださいといった、その理由なんですけれども、どういった内容のことでどういった研修をしているのか、私もいろいろ考えて書いてはきたんですが、それを言う前に、やっぱり新規採用者を入所させたときの、全てのことに動機づけが必要なので、例えば海外研修じゃないけれども役場外のところで、県のあれはいいです、ただ、県の研修もそれはそれでいいんですけれども、それは、その地方自治体全ての市町村が、同じ形の同じ組織の中でやっているんだっらいんですよ。

ただ、これ違うと思うんですよね。浅川町は浅川町の組織。これは先ほど同僚議員からありました組織の機構の変革とかいろんなことがありますけれども、郡山は郡山、石川は石川、それぞれ違いますね。その中で同じような研修をするということは、表の基本的なところしかできないんだよと。じゃ、浅川町役場をどういうふうに、早めに理解していただくためにはどういった研修が必要なのかと。おのずと分かると思うんです。例えば、それは外でやるんじゃなくて会議室とかなんかでもできます。各課長さんがかわりばんこ行って、自分のところの課の説明をする、それから顔も覚えてもらう。これも、自分のところのあれで恐縮なんですけれども、私が以前勤めた会社では新入社員の6か月間続きました。6か月間続く中で、1か月間何をするかと言ったら、課長、上司の顔を覚えることです。これがまず1か月かかります。それは同僚従業員も同じですけども、その中で顔を覚えるだけで1か月のあれを取っています。

それで、いろいろ今度、課のいろんな職域、その中身、それらを教えるためにまた1か月かけると。そういったやり方をしてなおかつその間に面接等をそのあとやって、問題点を把握してまたそれを返してやる。これは、各行政で違うと思うんですけども、現実的にはそういったことの細かいことをやってもらわないと、なかなか不安というのはなくならなくて、心のあれだとかいろんな問題が出て辞めさせていただきますよという

ふうな話になって、これは全て新規採用者は先行投資ですから、ぜひともその辺のところやっていただきたいなというふうに思っています。

町民アンケートの中にもそういったことをしてくださいというのが、第3位かなんかに入っていたと思います。ですから、そういったものも含めて。

それから、中学生かなんかは浅川町に住みたくないというのは相当数のパーセンテージあると、これも事実としてありますから、その辺のことも含めて、ぜひともそういったスキル、行政のスキルアップとして町をよくするために何が必要かということをもう一度考えていただいて、やっていただきたいというふうに思っています。

最後に、いろいろあるんですけれども、私、長いあれになっちゃうんで、最後に町長さんと副町長さん、職員研修をどんなふうに捉えていて、本当に必要だと思っているのかどうか、必要なら何をしなきゃなんないのか、最後に、これは何々と具体的なことは必要がありませんので、その辺の意識、どう認識されているかご所見を伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1年以内に辞めたのは私は残念と思いますが、本当に多いか少ないかというのは多いと思っております。

そして、昨年、私、他の町村長にもお聞きいたしました。そうしたら、やはりほかの町村も辞める方が多いみたいで大変困っているみたいです。研修、私は、研修は大いに必要だと思っております。外に出ることが、私は人材育成につながっておると思っておりますので、どんどん研修に行っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

私から、職員に関してですけれども、やはり小さな6,000人の人口の町であって、職員数については70からという役場でございます。おただしのとおり、今回のワクチン接種につきましても、職員みんなで協力してこの難局を乗り越えているところでありますし、ここ最近の、災害が頻発している中でもこういった少ない職員で一生懸命やって、町民の期待に応えられるように取り組んでいるというところが、やはり町民からの期待の高い機関、組織だと思っております。

そういった中においてはやはりそれを担っていく職員というのはとても大事でありまして、そういった職員のスキルアップ、よくするためにはどういったことができるかということから考えて、それを役場全体で共有して一丸となって取り組むということが必要だと考えております。そういった中で、今回おただしの新規採用職員のように、入庁したてで今後を期待する職員をいかに育てていくかについては、やはりこれまで、先ほどの繰り返しになりますが、職場内で手取り足取りといいますか、教えてきたというのが実情かと思っております。そうした中で多分、公務員に限らずだと思うんですが、なかなかメンタル面であったり様々な事情からそれを継続できないという方もいらっしゃるというのが現実だと思っております。

そういった意味では、やはり仕事のイロハを教えることも必要ではあります。やはりストレス処理といい

ますか、なかなか、役場の仕事は難しいものとか量が多かったりするものですから、そういったところ、心身の健全性であるとか強靱さ、レジリエンスのようなところについて身につけていくということが今後重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）一般社団法人元気あさかわ夢工房の高齢者支援策としての役割についての質問を許します。

４番、木田治喜君。

○４番（木田治喜君） 令和２年６月の定例会で、一般社団法人元気あさかわ夢工房について質問いたしました。現状のコロナ禍において、ますますその存在意義が問われていると同時に、買物弱者対策支援という意味においても果たす役割は大きいものというふうに考えていますが、その点と、それから町からの補助金支出団体ということから、再度ちょっと質問させていただきます。

コロナ禍だからこそ質問させていただくというふうに捉えていただきたいと思います。まず基本的なところからもう一度いきたいと思うんですけども、地元産品の販売、地産地消による循環型の地域社会と元気高齢者と若者との世代間交流による若者の定着、元気高齢者総活躍社会を形成することによって浅川町の地域活性化を図ることを目的とするというふうに定款の第２条に規定されています。ここで言うところの、循環型の地域社会とはどういう意味を持っているのか。設立時の精神を再考する意味で、今さらながらなんですがお伺いしたいと思います。どういう意味を持っているのか、これをちょっとお伺いしたいと思います。多分に、一般的な循環型社会といいますと、いわゆる３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクル、この３Ｒの社会とちょっと違うんだろうなというふうには思っていますけれども、その辺をちょっと伺いたいというふうに思っています。

それから、当初定款に記載されている理事等は承知しているんですが、現在の代表理事と、それから理事２名の氏名及び代表理事の任期、何年までかということをお伺いしたいと思います。

２点目に、昨年、令和２年６月に質問したときに、賛助会員が令和２年６月の定例会で２０名ほど入会しておりますよというふうな回答がありました。責務として定款の第８条に会費納入が明記されていますけれども、この納入状況はどうだったのか、これもちょっとお伺いしたいと思います。

３点目に、令和２年度の総会、これ行ったのが行わないかちょっとあれですけども、いつ招集されいつ開催されたか、これを伺います。

それから、４点目に、令和２年度の事業実績及び令和３年度の事業計画。また、２年度対比で３年度における事業内に変化点があれば、２年はこうやったけれども３年度はこういうふうにするよというふうな、何か変化点があればそれを教えてください。ただし、事業実績等及び事業計画、売上高とそれから当期純利益もしくは当期純損失だけで結構ですので、その中の細かい内容は結構です。

それから、５点目に、買物弱者の視点から、高齢者夫婦世帯と高齢者１人世帯の、町として把握している世帯数を教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、お許しください。

1点目については、一般社団法人としての定款は、平成29年度末に登録されております。理事は、浅川町、浅川商工会、夢みなみ農業協同組合の3者の代表者となっており、町長が理事長となっております。

2点目については、賛助会員とは、年会費2,000円を納めていただき直売所に出荷していただく方で、20名が登録されております。出荷される方は、ご自分で品物を持ち込んでいただくこと、販売価格を決めていただくこと、販売に至らなかった品物は引き取ることになっています。

3点目については、定時総会は事業年度末日の翌日から2か月以内、臨時総会は必要に応じて招集となっております。

4点目については、前年度の事業実績として、直売所は年間282日の営業を行い、延べ6,420人の来店がございました。売上げは約480万円で、令和元年度に比べ70万円程度の伸びがありました。

移動販売は年間162日の営業を行い、延べ3,239人の客数がございました。売上げは、イベントなどでの販売額を含むものとなりますが、約300万円で、令和元年度に比べ160万円程度伸びております。前年度は、移動販売が予定どおり実施でき、利用者の方からも好評を得ております。

本年度は、前年度に比べ、新たに加工所での卵の加工作業が業務に入ってきております。この業務は、業者から卵を預かり、加工して納めるという作業になりますので、在庫を抱える心配もなく、加工賃を頂くことにより多少なりとも売上げが伸びることが期待されております。

5点目については、世帯数だけで申しますと、高齢者夫婦のみの世帯が約80世帯、高齢者1人の世帯が約270世帯となっております。ただし、この数には、ご自分で運転して買物に行ける方や家族と同居している方も含まれているため、全ての方が買物弱者ということではないと考えております。

6点目については、現在、移動販売においては、移動販売車の停車場まで出てくるのが難しい方のため、自宅まで商品を直接届けることもしております。地域包括センターとも情報を共有し、連携して見守りや安否確認を行っております。今後も、買物弱者支援のため、利用者に寄り添った活動を展開していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 一応、今答えてもらったんですが、私が質問したのは定款の中身、定款は知っています。定款の中身の中の、循環型の地域社会ってどんな意味なんですかということをお尋ねしました。

それから、もう一つ、任期。代表理事が町長であることも分かっています。理解しています。それから、理事の方は農協と、それから商工会、この2名が入っているのも知っています。その方たちの任期をお尋ねしました。これ、もう一度になるんで、また、後の質問のとき。

それから、総会は令和2年度の総会は行われたんですか、やったんですかということをお聞きしました。だったら、何月何日にやりましたよということで結構なんで、それをお聞きしました。

それから、6点目、これはまた私、もろもろ聞いてから質問しようと思ったんで、今町長さんのほうからお答えいただきましたんで、それはそれでいいと思うんですけども。そうすると、じゃ、その話を聞いてから再質問しようと思ったんですが、よろしいですか、最初に聞いて。答弁漏れなんで。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れ。

○4番（木田治喜君） 任期です。何年の何月までの任期かという。答えてくれますか。でないと再質問できないので。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、循環型社会ということですが、こちらは地元産品、地元で採れたものを地元で販売する、地元で加工する、地元で消費するといったような形の循環型ということでございます。

続きまして、理事の任期ですが、任期は2年となっております。あと総会、令和2年度の総会ですが、こちら、昨年度はちょうどコロナが始まってどうなるか分からない状況でしたので、総会資料だけつくりまして各理事にお配りして、それで総会に代えたという形にいたしました。

定款の中では事業終了後2か月以内ということになっておったんですが、法人税の申告のほう、事業年度終了後2か月以内に申告ということで、申告書の提出が6月下旬、もう終わるところにきましたので、それから総会資料を作成して、日程のほうを調整して、総会を開催するということがちょっと難しかったので、開催のほうちょっと遅れております。議会終了後に、総会のほう開催するように現在予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 令和2年度の総会はまだ、終わっていないということでよろしいんですね。

それから、前回もお話しさせてもらったんですけども、一般社団法人は、一般的な株式会社だとかそういったことを比較しても様々なメリットがあるということで、つくるのは非常に便利な法人資格だと思うんですけども、その中でも、監督中の報告義務は要らないということで、一般社団法人はそういうふうになっていますので、やはり、一般の会社だとか何かの金融監督庁に何か報告したりとか、そういったことがありませんので、そういう意味では非常に便利だというふうに思っています。

ただし、理事の選任及び任期に対しては非常に厳しく制限があります。それで今、任期は当然2年だということでお話がありました。これは、法律の、一般社団法人及び監査法人第66条に理事の任期ということで明記されています。これは2年ですから、例えば、法人設立がさっきの話だと30年2月1日でよろしいのでしたっけ。そうすると、就任日も同年同月だとすれば、令和元年の総会をもって任期が一度切れて、今2期目かなんかに入っているのではないのでしょうか。ですよね。これ2週間以内に、そうすると、例えば、同じ人が同じく就任した場合、重任と言いますよね。重任した場合でも登記が必要ですよね。登記されているのでしょうか。登記していますかね。代表理事、江田町長とか。それから農協の誰々さんとか商工会の誰々さんという登記をしていますかということなんですけれども、そちらのほう確認、多分定款のことを聞いたんで、その辺のことも書いてあると思うんですけども、もししていないとすれば、選任懈怠、登記懈怠ということになりまして、これは法人法の、342条の1号と3号に明記されていますけれども過料が出ます。100万円以下の罰金。これコンプライアンス違反になるんですけども、その辺のところ確認願えませんでしょうか。これは非常に大問題だと思います。

先ほど言いましたように、一般社団法人をつくるの簡単です。だけど、そういうことで足かせ手かせをつけ

ています。何でもかんでも自由にやられては困るので、必ず2年、再任は妨げない、ただし登記が必要です。法務局への登記が必要です。今、ここだと白河に行って登記が必要ですよということになっていますので、その確認を一つさせてください。

それから、なんでこういう話をするかという、それだけの町の補助金を抽出して皆さんでやっているんでしょうけれども、先ほど町長さんからもお話ありましたように、浅川町、2,175世帯、4月1日現在世帯がありますよね。これもちよっと余談になるんですが、昨日いただいた浅川町の教育という小雑誌と、それから図書館要覧というのいただきましたよね。その中の世帯数が違っていましたが、どっちが正しいのかよく分かりませんが、図書館要覧では2,175世帯、それから浅川町の教育では2,192世帯になっていました。これどっちが正しいのでしょうか。ホームページ見ると2,175世帯になっていますけれども、じゃ、教育のほうで書いた2,192世帯というのはどこから出てきたんだということなんですけれども、これはこの質問と関係ないんで参考までにお聞きしています。

それで、答弁ありましたように夫婦が80世帯と、1人世帯が270世帯あるんだということですが、確かに今お話あったように、その中には自分で車で運転して自分で行ける方も何人かいらっしゃると思うんですけれども、ただ、タクシー券なんかの補助金も出しています。ただし、タクシー券で言ったら月平均1,000円ぐらいの勘定になると思うんです。それは、免許を返納したくてもできない環境にあると、交通災害のリスクも常に考えているというお年寄りもいます。

ですから、これからお聞きしたかったのが、じゃそれで、浅川町の高齢者世帯と元気あさかわ夢工房をどんなふうにひもづけるんだということをお聞きしたかったんですが、先ほど町長さんから、自宅まで直接届けるんだとか、それから安否確認もありますよというふうなことで、これが本当に重要なことで、その中でじゃどういったサービスが、先ほど変化点も聞いたならば、卵の加工云々の話も聞きました。そういったものを、令和2年度よりは令和3年度というふうな形なんかでどんどん変革していただければ、より密接に感じる町の高齢者の世帯、それから高齢者の独り住まいの方が、高齢者の独り住まい、これで言うと270世帯、相当な数があると思います。この方たちにどんなサービスができるんだということ、浅川町の行政、直接はできなくても、一般社団法人の夢工房を通じてできるものをぜひともやっていただきたい。今後これを生かしていただきたいというのが私のあれです。

今、言いましたように、この先ほどの登記の件……。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君、簡潔にお願いします。

○4番（木田治喜君） ちょっとだけお尋ねします、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 登記の件は担当課より説明させていただきます。

今、4番議員が言ったように、高齢弱者のためにこの移動販売は物すごく大事だと思っております。この高齢者世帯になるべく手元に届くように、今後、さらにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

理事の登記についてですが、町長が変更になった際に、再任ということで登記のほう一応しております。その後の登記につきましては、ちょっと日にちの確認ができませんので、後日お答えさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では、後日お答えさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今現在、資料を確認しておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

後ほどはっきりしたところでご答弁申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、いいの。答弁しないうち……。

○4番（木田治喜君） だって、今すぐ分からないでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

それ以外の話で。

○4番（木田治喜君） いいです、そういうことなんです。だから、質問の内容が、もっとより具体的に、登記はしているんですかって質問すればいいんですけれども、そのぐらいのことまでは定款にそういうふうを書いてあるだろうし、それは法令遵守ですから。法令ですから、その辺の把握はされていると思います。

もし、これがされていないんだとすれば大きな問題で、例えば浅川町役場が全体的に100%法令にのっとってやっているんだよと言いながらも、そういったことが片側で漏れていた場合にはやっていることにならないわけですよ。ぜひともその辺の把握、ぜひしてください。多分、登記されていないと思います、私は。今そういうふうな回答だとすれば。

ということは、私が聞いたのは、多分表をつくって任期と書いてあるんですから、設立当時の須藤一夫町長が何年の何月まで、それからその下の農協の方、それから商工会の方が何年何月まで。2期目に入って、今度江田町長になって、でも下の人は変わらない、2人は変わらないからそのまま継続して任期満了する、それで次に新たになって江田町長、それから商工会、それから農協というふうに任期が表としてつくってあるのかと私は思っていましたから、それがつくっていないということは登記もしていないでしょうと思います。これは分かりません、調べないと。でも、登記をもししていないんだとすれば大きな問題になりますんで、ぜひともそれは早急に確認していただきたいというふうに思っています。

私、その一般社団法人の夢工房と、その高齢者のあれをつなぐためにいろんなことまた調べてきたり、いろんなこと考えてきたんですが、それよりも前に、今言ったように変化点、もう徐々にはあるんだというふうに先ほど町長さんからもお話聞きましたんで、ぜひともそういった項目を1項目でも毎年毎年増やしながらか、よりよくするためにはどうしたらいいのか、ただ単に毎年毎年590万円の補助金を出して、あとおまえらで勝手にやれというような姿勢ではなくて、ぜひともその辺のところは行政のほうも深く関わってもらって、どこまで関わるかというのはちょっと問題があるにしても、その辺のところ、いい意見があったりいい考えがあったり、協議する内容があるのであれば、ぜひともその辺のところを構築していってもらえば、ひいては町民の、それに、特に高齢者の方たちにとってはありがたいことなんですし、もしそういったものを広げてもらえれば、そういった交通災害等々のリスクもどんどん減ってくるというふうに思っていますんで、ぜひともその辺のところをお願いしたいなと思います。

ですから、もう一回、設立当時の、先ほど一番先に定款の目的を聞きました。そのときの設立時の目的に近づくように、ぜひともやっていただきたいなということだと思いますし、先ほど私、質問した職員一人一人のスキルアップがこういうところにも出てくるというふうに私考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろ、問題も聞いては来たんですが、ぜひとも最後に、どのような方向に持っていくのかということで、町長さんのご所見をいただひて終わりにします。

お願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これできた当時は、買物弱者のためだと思ひております。今、このコロナ禍、そしてまた災害等で高齢者が大変困っておりますので、そしてまた、安否確認等も含めて、様々に福祉向上のためにこの移動販売をやっていきたくと思ひております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）行政デジタル化及び組織改編についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 行政デジタル化、これは皆さんもご存じのとおり、令和2年9月23日に菅首相のほうで行政の縦割りを促して大胆な規制改革を断行しますということで、その突破口としてデジタル庁を上げています。

これで、国は、いろんなことで、システムの統一標準化だとか、マイナンバーカードの普及、促進を進めるとともに、行政手続のオンライン化等々をやっているというふうに思ひています。デジタルの利便性を実感できる社会を構築したいということが主流だと思ひられますが、つい、令和3年9月1日からの附則が5月12日決定したかに聞きます。これは、正式決定ですが、詳細についてはまだ明らかになっていないということで、かつ地方との関わりもはっきりしないところもありますから、それらの問題については、本格的な議論は9月ときの定例会で再度質問したいと思ひんですが、現状の問題、デジタル弱者というのがあって、これはワクチン接種の予約等々にも顕著になってきたということです。これは全国的にそういうふうな形になっています。

その中で、デジタルの変革を通じて、地域と社会の構築が総務省からも出ていると思ひますけれども、そういうものの中でちょっと質問をさせていただきたいというふうに思ひています。

まず、何のためにあれをするかということなんですが、行政手続のオンライン化、それから一つにはAI、RPAの活用、それから執務の評準化、それからテレワーク、セキュリティの対策等々いろんなあれがあると思ひますけれども、その中で基盤整備を促すために、これも聞き及びだと思ひますけれども、自治体DX推進計画、これがあると思ひられます。これを抜本的に進めようということで、国から地方自治体のほうに相当働きかけているというふうにも聞ひています。

その中で、本当にデジタル化に向けての基本中の基本をちょっと何点か質問したいと思ひます。

1つに、本町で管理、運営しているパソコン、それからプロジェクター、コピー機、プリンター、複合機、ファクスの数、それぞれ何台あるのか。それから、それが買取りなのかリース区分なのか、これも含めてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

それから、年間の総印刷枚数、コピーの枚数ですね。それから、紙、トナー代の費用は幾らぐらいかかって

いるんだということもお聞きしたいと思います。

それから、3つ目に、デジタルトランスフォーメーション、DX、これの町の認識はどのようになっているか、これをお聞きします。

それから、4つ目に、職員のITリテラシー、この向上をどんなふうに取り組んでいるのか、これもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、5つ目に、先ほど同僚議員からも出ました組織の改編の中にもあると思うんですが、IT化、デジタル庁に向けて浅川町役場にIT課なりIT係なり、そういったデジタルの係を、組織の持つ新設を考えているかどうか。今の時点で。先ほどの話では来年の4月ぐらいにそういったものを置いてやるんだというふうなことをお聞きしました。ただし、デジタル庁に関わるというのが、それでは担当部署はどこになるのか、多分、総務だったりなんかするんだと思うんですけども、その辺の新設を考えているかどうかお聞きします。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

3点目の町の認識につきましては、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、町民の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることと理解しております。

4点目につきましては、自治研修センターにおける研修や各課における日々の業務の中で、情報を分析評価する能力の向上に努めているところであります。

5点目につきましては、2番議員にお答えした機構改革検討委員会において、位置づけ等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 1点目についてお答えいたします。

学校関係も含めまして、まず、パソコンから申し上げます。パソコンは合計300台です。そのうち261台がリースとなっております。

それから、2年度にGIGAスクールで導入しましたタブレット、小・中学校合わせて541台購入したものがございます。それから、プロジェクターですが、35台、全て買取りでございます。コピー機、複合機と同じと取り扱っていただきたいのですが、14台、全てリースでございます。プリンターは46台ありまして、うちリースが25台です。そのほか印刷機がありまして、9台、全てリースとなっております。ファクスは1台、リースとなっております。

2点目の、総印刷枚数と総費用でございますが、まず印刷枚数ですけれども、コピー機、複合機につきましてはカウンターがありますので、これが正確な数字かと思えます。2年度の枚数ですが、142万8,410枚です。それからプリンターですけれども、こちらは推計になります。プリンターは合わせて約67万枚、印刷機は推計で120万枚。合わせますと合計で約330万枚となります。

紙代、トナー代ですが、こちらも推計となってしまいますが、コピー用紙購入代が193万円、トナー購入代が173万円、印刷機のインクが77万円、合計で443万円でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。

1つ目、今お話にあったとおり、パソコンからファクスまでの購入先、これは同一業者なんでしょうか。お伺いします。

それに、こういったものを置くとき、先ほど、買取りなのかリースなのかということでその区分もお伺いしましたけれども、どういったポリシー、いわゆる町の方針として買取りなのかリースなのか、なぜそれを分けているのか。以前はこうだったけれどもこれからこうするんだとかということがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思っています。

というのはどういうことかという、ICT関連のハード面については、常に互換性が要だというふうに私思っていますので。それから、経費削減の意味からもそういったものをお聞きしました。私はリースがいいと思っています。なぜなら、ちゃんとリース期間内に交換する、常に新しいものに交換する、これは私はいいい例だと思っています。

それから、経費の標準化、平準化。こちらができるということです。買取りして壊ればそれで終わりというふうな、メンテナンスが非常にお金がかかります。そういった意味からもリースだというふうな方向性は間違いないんだと思うんですけれども、その辺の区分がどうなっているか教えてください。

それから、2つ目の、デジタル化の推進を図るために、根本的にはペーパーレスということがあるんだと思います。これ、一昔前ですと、ペーパーレスにしようということではいろいろ騒がれていましたけれども、先ほど聞きましたように330万枚、それから費用として440万円かかっているということなので、当然、このデジタル化が進むと、今までのように捺印するとか、今まではそんなことがあったと思います。わざわざ打ち出して捺印するんだと。それから上司の決裁をもらうんだということだと思うんですが、今後については、国のほうでも押印廃止というふうなことで動いています。押印見直しマニュアルを、令和2年12月ぐらいだと思うんですけれども、行政改革担当大臣直轄チームから、多分お知らせが来ているんだと思います。その中においても、押印なんかがどんどんなくなって、ペーパーレス化がどんどん進んでいくんだと。改めて、そういったパソコンだとか、ファクスだとか印刷機、複合機も含めて、トナーとかそういった紙の枚数の費用も含めて、トータル的に考えてやっていただきたいなというふうに思っています。

それから、デジタルトランスフォーメーション、DX、先ほど町長さんが答えたのも一部ですね。どういうことかという、説明すると長くなるので、これまたあれになると困るので。3つの段階があるんです、とにかく。最終的にはどういうことを考えるかという、例えば写真に替えてもらうと、デジカメから写真から現像がなくなったよということから始まって、最後にそのトランスフォーメーションにいくと、その写真をデータの中に残して、世界中全ての人が共有して、それを加工して新たなビジネスを創出する、それを、行政もそういうふうにしてほしいというのが、DXの本たる所だと思います。

ですから、新しいものを創造するというのがDXなんで、ぜひともその辺のところの認識をもう一度考えて、デジタル庁が国ではできますから、町の体制としてもその辺のところ、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、5つ目にリテラシー、これは研修を、なんか自治研修センター、そちらのほうでやっているとお

聞きしたんで、それを個人的でもいいんでいろんな場面で、知っている人から知らない人に教えてやるとか、そういったことも含めて、ぜひともやっていただきたいと思います。

先ほど、デジタルの課、新しいものというのは先ほども検討してということなんで、これも、ぜひともやっていただきたいなというふうに思っています。

それでは、最後にお聞きしたいことがあるんですけども、9月1日のデジタル庁設置で、国からどんな話が来ているのかどうか、それをちょっと確認させてください。それで、今は何も来ていないんだよというのかどうか。先ほどのパソコンとあれの質問の回答と、それから、今の国からデジタル庁に関して、デジタルに関して何か通達かなんかきているのかどうか、その2点だけ確認させてください。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） デジタル庁関係の国からの連絡ですけれども、具体的なものは今のところまだ来ておりません。

それから、パソコン等の買取りかリースかの考え方でございますが、先ほど申しあげました台数等においては、過去の購入した物件等もちろんございます。最近につきましては、機器の補修の面とか、性能のことから考えて、リースで進んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） リースのほうで進んでいるということですね。分かりました。

それで最後にですけれども、特に庁内の仕事というのは定型業務、それから非定型業務といろんな区分がされていると思うんですけれども、その辺のマニュアル化されているのかどうか、まずこれ質問させてください。

というのは、マニュアル化をさせていないと、職場異動があったときに業務品質が下がるということがありますので、その辺のマニュアル化がどんなふうになっているのか、どんなふうに関、それもデジタル化、そういったデータとして入っているのかどうか、その辺のところ確認させてください。

これが全て、9月1日から始まるデジタル化に進んで非常に絡んでくることだと思いますし、そういった品質を落とさないということが住民目線の制度だったり、そういったものをどんどんよくしていくというふうに考えますので、ぜひともお願いします。

それから、先ほど言いましたように、9月までのあれなんで、今後ますますそういった指示もあろうかと思えますし、基礎的な部分の体制はしっかりしていただきたいと思いますというふうにあると思えます。かなり時間も切迫してきているという状態もありますので、体制をきっちり整えていただいて、受皿をつくった上でそういったものをしないと、いろんなところでそういった電子というかデジタル化に伴うリスクが結構あると。一番代表的なのは個人情報のリスクだとかいろんなあると思えますけれども、そういうふうな部分もふまえてしっかりやっていただきたいと思いますというふうに思っています。

それで、9月定例会にまた詳細についてお聞きしたいと思うんで、このデジタル化ということに対して、最

後に副町長と町長に、デジタル化に対する思いといいますか、その辺の、今後こうするんだというふうなことがあるのであれば、あれば結構なんですけれどもお聞き、願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうですね。これからの時代はデジタル化で進むと思っておりますので、様々私も勉強させていただき、ぜひこれから覚えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。簡潔に。

○副町長（藤田浩司君） 認識をお答えいたします。

まず、DXについてはご指摘のとおり、もう避けられない課題でありますし、これにより有効に活用するべく取り組むべき課題だと思っております。

今回、各課で持っている情報系システムについての標準化というのも大きな視点であって、ございますので、こちらについては各課横断的にこれに対応できるような体制を整えてまいりたいということを考えておまして、そういったところを準備してまいりたいと考えております。

また、ご質問のIT課、係の新設につきましては、機構改革検討委員会の中でも位置づけを検討してまいりますが、先ほども答弁したように、小さい役場、職員数ということですので、専任の課が置けるかどうかというのはなかなか難しいのではないかなというふうには感じておりますが、それをどこの課で所管する、それをして、横断的に全庁一丸となって対応するというようなところを方向として考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（2）旧大平病院跡地への地域密着型グループホーム設置促進を図り福祉充実をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） ご存じのように、一昨年の台風で、水害によって我が町の1つだけでありましたグループホームふくじゅそうが撤退いたしました。浅川町にはグループホームが今はありません。

それで、以前ふくじゅそうに入っていた人や、その他の方々から、やはり浅川町にもぜひ地域密着型のグループホームをつくってほしいという声が寄せられております。

幸い、町長の行政報告の中にもありましたけれども、クローバーという法人、社会福祉のそういう関連業者が浅川町につくりたいと、こういう話があつて、町有地の利用活用委員会の中でもオーケーが出ておるといようなことが行政報告でありました。一步前進してよかったなというふうに思うと同時に、ぜひとも確実に、早く、建設を進めていただきたいという、そういう見地から質問いたします。

1つは、現状でのクローバーとの状況、どういう状況に今なっておるんでありますかということが一つであります。

2つ目には、あの土地を全て使うということではないのかなというふうに思うんでありますが、この活用について、どの程度の面積が必要なのか。そして、相手の出方もありますけれども、売っても貸してもいいような、そういう町長の説明がありましたけれども、そのような状況を、面積等どういうふうに必要なのかということでもあります。

それから、3つ目には、周囲の方々の話合いなんかもほぼ終わったというように私は受け取ったんですが、そういう方々のご了解もいただきながら、やはり一日も早く、善は急げということわざがありますが、一日も早く実現して、こういう願いをかなえて福祉の増進を図っていただきたいということでもあります。その点をまずお伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、事業者において事業用地の用地境界確認及び新区長や周辺住民への説明が終了したとの報告を受けており、今後、契約の内容を詰めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、法令等の制限や許認可等、特に問題はないものと理解しております。

3点目につきましては、事業者と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、まだその規模や、経営の内容、そういうものについては詰めていないんですか。一定の面積等も境界も打合せしておるといふことでもありますから、その規模は、例えばどのぐらいの面積を使うというか、あるいは経営計画としては1ユニット9人ですから、2ユニットで18人とか。ふくじゅそうは18人でしたね。3となれば27名の収容ということになるんですが、そういう経営の事業の内容、そういうことについてはどのようにしておるんですか。

とともに、このクローバーという社会福祉法人だと思えますけれども、これは石川の母畑に行くところに施設が1つあるのかなというふうに思えますけれども、そのほかにも施設は何か所かでどういう仕事をやっておるんですか。そして、いわゆる責任者、理事長等は誰がなされているんですか。

お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳しいことは担当より申し上げます。

それで、クローバーは石川町でございます。そしてもう1社、おそらく他町村にあると考えております。

それで、先ほど、ふくじゅそうがなくなって、本当に今入所者から10番議員と同じく、町民の方も入所しておりますので、一日も早くということが昨年から言われているのは現実であります。一日でも早くできればいいとは思っておりますので、努力させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、規模等についてですが、面積的には約1,000平米を利用したいとのことございまして、1ユニットになるのかなと思われま。そのクローバーの事業所ですが、石川町のほかに桑折町のほうで事業を展開しているようでございます。

以上です。

〔「責任者は。理事長とか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、理事長。

○総務課長（岡部 真君） 法人名につきましては、有限会社クローバーという方で、代表取締役の方はサカイさんという方でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） サカイ何ていうんですか。フルネームは分らないんですか。サカイさん。

石川にあるということで、近いところに事業を行っているということでは信用のできる方だというふうに思うんですけども、約1,000平米ということですが、旧大平病院のあの面積はちなみに幾らになっているんですか。正式な面積としては、

そうすれば、残りはどういうふうに。そのまま置くようになるのかというのを、一定の境界をつけて何かにもた利用する、そういうものになるのかということもお伺いしたいと思います。

それから、これも答弁漏れですけども、ユニット数、いわゆるグループホームの場合には1ユニットが9人なんですよね。ですから、どのような、何ユニットというんですか、規模がどういうふうになるのかということです。特に、地域密着型ですから、本当に地元の方々が大いに利用するのが基本ですから、大いに役に立つというふうに思うんですが、以上のこと、再質問します。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 旧大平病院跡地の全部の面積につきましては、1,782平米ほどございます。そのうち、防火水槽等ありますが、そのうちの約1,000平米程度を利用したいという申入れでございます。

1ユニットにつきましては9名でございます。

以上です。

○10番（角田 勝君） 1ユニットで9名なんです。そうですか、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、社会教育課長より答弁したい旨の申出がありましたので、それを許します。

社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） それでは、4番、木田議員さんに、先ほどの一般質問の中で、世帯数、浅川町の教育、公民館要覧、図書館要覧、それぞれ数字が違うということのご指摘を受けまして、判明いたしました。正式には、浅川町の世帯数は2,175です。浅川町の教育のみが間違っておりました。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（4）町内の公共施設の様式トイレ化を急ぐべきの

質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問します。

公共施設の洋式トイレ、あるいは身障者利用のトイレ、これの設置の現状はまずどうなっているかということが1つであります。これはご存じのようにお年寄りや子供が使うそういう中で、やはり洋式トイレでないと大変な苦勞をしたり、状況がありますので。2つ目には、これらのトイレの状況に鑑みて、まだ洋式トイレ等が備わっていないような公共施設はいかほどになっているのか、そして、その計画はどのようなふうになっているのかということでもあります。

同時に公共施設、建物だけではなくて公園や、例えば、先ほど論議ありました城山公園やその他の集会センターなんかも含めてその状況はどうなっているのか。そして、それをぜひ一日も早く整備するべきだろうということが趣旨であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

2点目の今後の計画ですが、施設の利用状況や設置環境を勘案し、整備してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、真に必要なものについては、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、1点目、現状のトイレの状況ですが、浅川町が管理する学校、旧里小、山小も含めまして、28施設、浄化センター等も含まれておりますが、28か所の状況を申し上げます。

まず、男子トイレなんですが、和式が36、洋式が45、女子トイレですが、和式92、洋式85、合計で和式が128、洋式が130です。多目的トイレにつきましては、14施設で15か所となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、今、この数字を改めて聞きまして驚いたんですけど、まだこういう数字なのかということに驚いたんです。町は逐一改良してきていたと思うんですけど、和式がまだこれ洋式とほぼ同じぐらい残っていると。特に女子トイレが和式が92か所、洋式が85と、こういう状況なんです。これは私驚きました。私は、この質問をする前に、吉田富三記念館のトイレを、私は、あの辺の近辺でお借りすることがあるんです。そうすると、あの吉田富三記念館でさえ男子のトイレで、女子は見なかったんですけど、和式なんです。ですから記念館なんかはやっぱり、博士様とか、遠くから専門的なお医者さんとか、大学生とか、そういう方も見られます。そういう中で、この和式ではやっぱり、特に女性なんかは大変だろうなというふうに思ったり、年寄りの人なんかは大変だろうなというふうに、私も利用して思うんですが、これはやっぱりきちんと計画を立てて、そして、そういう特にお客さんが出入りの多いところとか、そういう利用の方が多いところとかをピックアップしながら、これは和式ゼロに向かって計画を立ててやらなければならないのではない

のかなと思うんです。

今、どこの家庭もとりわけ子供が利用するのに、都会から来た子供なんかは和式なんかはもう驚いちゃって入らないというような、そういう話さえあるぐらいですから、改善して行ってほしいなと思うんです。これ特に利用が多い中央公民館や武道館や、これ学校は全て洋式も入っているんですか。全てではないんですかやっぱり、和洋一つずつとか、いろいろそういう形なんでしょうか。学校、中央公民館、あるいは福祉センター、保健センター、こういうところは、給食センターは洋式になっているでしょうけれど、そういう大どころだけでもきちっと洋式にもうすぐにでもするような計画を立てるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 毎年、洋式トイレに改善はしておりますが、今後、一気ににはできませんので、とにかく毎年少しずつやっていきたいと思っております。特に今、10番議員が言ったとおり学校関係、そして、中央公民館とか、そういう町民が使うところは、なるべく早急に改善したいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それは分かります。それは当然です。しかし、やっぱり具体的に計画を立てておかないと、例えば、その施設が建て替えるまではそのまま、建て替えたときに直すんだなんていうことであっては、私はならないと思うんです。この不特定多数の公共施設、ましてやお年寄りや女性、障害者の方々の利用ということを考えれば、これはもう時代遅れじゃないですか。ほかの町村は、私はこういうふうになっていないというふう思うんですけれども、まだほかのところ私、具体的に調べたことがないので何とも言えないんですけれども、これはもう和洋式のトイレがほぼ同じだなんていう町は、私はちょっと数字を見て恥ずかしい思いをするぐらいじゃないかなというふう思うんですけれども、いかがでしょうか、これ。具体的にやっぱり今、町長言ったように、まず学校、これ学校の全部やっぱり洋式になっている学校は一つもないですか。小学校と中学校と幼稚園と、幼稚園というかこども園、こども園はなっているんじゃないですか。こども園はなっているね。だから学校もやるとすればそれは相当なやっぱりお金もかかるんです。しかし、やっぱりこれ1回やれば特別な故障がない限りはそれで終わるわけですから、ぜひ具体的にこの学校ならばどういうふうに入るか。中央公民館とか、福祉センターとか、保健センターとか、こういうところはもうすぐにでも替えていく、こういうふう思うんですけれども、具体的なそういう計画は持っていないんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 洋式トイレは本当に真に必要なものだと思っております。そして、さらに学校関係者とか、早急にお話を持って、まずどっから優先的にやるのか、そして、年間どのぐらいできるのかをいろいろと検討させていただきたいと思っております。とにかく、和式をいかに減らすかをやっていきますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、9番、上野信直君、（2）入札の最低制限価格制度を見直して税金を大事に有効に使うべきの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川町は、3年前の平成30年から入札における最低制限価格制度を導入しました。私は

3月議会で、町の財源確保の見地からこれを見直すべきだと質問しました。その際挙げた事例は、昨年12月の防災備蓄倉庫の入札で、この制度のために一番安い札を入れた業者が失格となり、60万円高い工事費となったというものでありました。これに対して町長は、今後慎重に考えていきたいと答弁をされました。ところが、3月議会終了直後の3月22日に行われた公共下水道管渠埋設工事の入札で、2,200万円の札を入れた業者2社が最低制限価格で失格となり、2,600万円の業者が落札しました。その差は400万円、消費税を入れると440万円にもなります。最低制限価格制度がなければ、あと440万円安くできたということです。これは町民の血税が440万円も無駄になったということでもあると思います。

これについて町民からは疑問や批判の声が上がっています。この制度を廃止するとか、一般競争入札など、特別な場合に限るなど、現行の制度運用をしっかりと見直し、町民が苦勞して納めた税金を大事に、有効に使うようにすべきではないでしょうか。改めてお考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

入札において、最低制限価格を導入した経緯につきましては、前回の3月議会において答弁したところであります。国から適正化推進の要請を受け、最低制限価格制度を導入しております。全国での導入状況は、国、都道府県、政令都市では100%導入しております。全国の市町村では94.5%導入されております。

この制度の趣旨といたしましては、低価格による受注を防止し、工事の品質を確保すること、作業員の労働条件の悪化や安全管理の不徹底を防ぐこと、そして、建設業の健全な事業継続、また、地域経済への影響なども考えられております。3月の入札で、落札業者よりも400万円安い金額で入札した業者が、最低制限価格により失格となったことについて、町民の血税を無駄にして、疑問や批判の声があることにつきましては、特にこの制度の趣旨において、適正価格帯で請け負っていただくことという趣旨もございます。予定価格から最低制限価格までが適正な価格であり、最低制限価格未満での落札は適正価格ではないと判断し、失格としているところです。最低制限価格未満での請負については、その分どこかに先ほど申し上げました影響も出ると思います。

建設業につきましては、町民の生活と暮らしを守るための公共施設やインフラ施設の維持、更新や整備などの公共事業、除雪や災害時の応急復旧や災害復旧工事での地域の守り手であり、企業や民間工事の請負などの地域の担い手でもあります。今後も町民の生活と暮らしを守るため、建設業の健全な事業継続のためにも、指名競争入札において、この制度を活用する趣旨でございますので、町民の皆様には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 全く期待に反する答弁でありました。つまり、これからもこういう税金の無駄遣いは続けるということだというふうに私には聞こえました。この公共下水道の管渠埋設工事で無駄になった440万円、これ町民の方がどれだけ苦勞して納めたというふうに思うんですか。苦勞して納められた440万円もの税金が、まさにこれ犬死にじゃないですか。建前は分かるんです。しかし、その建前が私の浅川町には合わないと思います。

例えば、工事の品質確保、この話、1点目の導入の理由、これは一般競争入札をやって、どういう業者がよく分からないけれども書類審査をして、まあ入ってきたと、その業者が安く取ったと、これは心配だという、こういうことは分かります。でも浅川町で行われている入札の大半は、もう99%は指名競争入札じゃないですか。もう浅川町がそれぞれの業者さんを熟知している。この業者は本当に手を抜いた仕事をするのか、そうでないのかというのはしっかり分かっている、長年の付き合いのある業者さんばかりでしょう。最低制限価格制度がなくても、きちんと設計書どおりに仕事をしてくれるはずですよ。そう思っているでしょう、町長だって。そういう意味では、この1点目の工事の品質確保というのは、指名競争入札がほとんどである浅川町には、これは合わない。

それから、2番目の作業員の労働条件や安全性の確保、この点についても、私は前からおかしいと思っているんですけども、例えば、町営住宅を壊すときには最低制限価格は導入されません。結果、壊すだけであとは更地にしてもらえばいいんだから、だから最低制限価格は関係ないんだということで導入されていませんよ。でも、作業員の労働条件とか、安全の確保とか言うんだっつらば、こここのところにだって最低制限価格制度、適用されるのが当たり前でしょう。それが適用されていないというのは、いかにこれが建前かと私は思えて仕方ないんです。

いろいろと大層なことをおっしゃられましたけれども、町民の暮らしのために建設業は健全に発展してもらわなくちゃならないんだということでもありますけれども、そんな話ではないんです、これは。3年前の最低制限価格制度が導入される前だって、町の建設業者さんはしっかりやっているし、工事もしっかりやってもらっている。最低制限価格制度が導入されたからよくなったなんていうことはないんです。私は、今の町の厳しい財政状況の下で、こういう440万円もお金が犬死になるような、そういう状況は改めるべきだと、少なくとも最低制限価格制度を維持したいんだっつらば、一般競争入札をするような、そういう場合には適用すると、でも、指名競争入札の場合には、これは手抜き工事なんかの心配はないから適用しない。こういうふうな対応を、私は少なくともすべきだというふうに思うんです。町民の皆さんが苦勞して納めた税金が、大事に、有効に使われるように、町長、考えを改めていただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3年ちょっと無駄遣いしたとは思っておりません。やはり最初に述べたとおり、工事の品質の確保、そしてまた作業員の労働条件とか、様々私申しましたが、今、県で100%導入しているということです。今後、様々に検討はさせていただきたいと思っております。無駄遣いではないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この管渠埋設工事の入札のときに、400万円安く入れた。一番安く入れた業者の人、この人が落札していたらばお粗末な工事になったと、そういう可能性があるということですか。町はこういう工事をやってくださいということで、事前に設計図書を渡して、そして、工事の間も監督するわけでしょう。工事が終わったらば完成検査もするわけでしょう、きちんとやられているかどうか。そういうものがありながら、400万円安くしたらばろくな工事は行われないと、何をもって言うのか私はさっぱり分からない。

県なんかは、一般競争入札がかなり多いです。ですから、全国からいろんな業者が集まってくる。よく分か

らない業者もいるから、だから最低制限価格制度というのは、これ入れなくちゃならないんだろうと思います。でも、先ほども言ったように、浅川町はもう勝手知ったる業者の皆さんですよ。ほとんど。その方を指名して、その方で入札やってもらって、仕事をやってもらっている。こういう状況じゃないですか。どこの業者が手抜き工事やるんですか。それを浅川町は見逃してしまうと、こういう状況があるんですか。私は、そんなのどっちもないと思います。この400万円、これ無駄遣いじゃないと言ったら、これは納める人が怒ると思います。何にも理由がない。浅川町はこれを今後も続けるんですか。私は見直すべきだと思います。

先ほどから県は100%、市町村は何パーセントというふうに数字を気にしておられる。これは国がそういうふうに指導しているからだと思うんだけど、浅川町もその制度を採用していますと言うんだったらば、一般競争入札だけに限るとか、そういうふうな、頭を使えばいいじゃないですか。そうすれば上のほうにも顔が立つし、町民の税金も大事に使われると、こういうことになるんじゃないかと思います。町長、再度検討してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 安い金額で入札した業者が手を抜くとか、そういう可能性は全く私はないと思っています。一言もそういうことは言っておりません。

今、9番議員が一般競争入札だけはそういう入札にしたほうがいいんじゃないかということを行いました、私は先ほども申したとおりに、関係者といろいろ検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）県統一保険料化で浅川町民の国保税は増税にならないのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ちょっと長くなります。すみません。

国保税は、令和11年度から県内どの市町村も同じ負担率になる県内統一保険料が実施されることになっています。それに向け、令和2年度から市町村間の国保税の格差を縮めるための取組期間というものが始まっております。この統一保険料について、4点伺いたいと思います。

1点目です。県内統一保険料化で、浅川町民の国保税は高くなるのか、安くなるのか伺います。昨日示された県の標準保険料に比べ、我が町の国保税は随分安い状況です。統一保険料になれば、国保税は大幅に上がると思えるのでありますけれども、町としてはどう見ているのか伺います。

2点目です。高くなるとすれば、取組期間が始まった令和2年度と3年度で、それぞれどのくらいの負担増になっているのか。また今後、最大でどのくらいの負担増となる見込みなのか伺いたいと思います。

3点目です。統一保険料は、国保を県全体で支え合い、市町村間の不公平感をなくすためという、そういう理由で実施される予定であります。しかし、国保を県全体で支え合うという理由で、国保税が高止まりになるのは納得し難い話であります。

また、良質の医療が身近にふんだんにある都市部と、そうしたものが乏しい地域を同じ保険料にすることが、市町村間の不公平感をなくすことになるのかどうか、甚だ疑問であります。そうした理由で、町民の国保税が高くなるとしたら、町長はどう思うのでしょうか、認識を伺います。

4点目です。浅川町の国保事業の実態が何も変わらなくとも、国保税が大幅に上がっていく、これが令和11年度から予定されている国保料の統一化ではないでしょうか。そうであれば、我が町の国保加入者にとっては理不尽と言わざるを得ません。統一化が実施されても町民の負担が増えない措置を取るよう、町長は国や県に強く働きかけるべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答弁が大変長くなると思いますが、1点目についてお答えいたします。

毎年度、県内統一した算定方法で、県から標準保険料率が59市町村ごとに示されます。令和3年度分についても、3月に県から示されております。浅川町の令和3年度分のこの標準保険料率は、今回試算し、提案させていただいている保険料率よりも高く算定されております。

県統一保険料率となる令和11年度までは8年ほどあり、その間、県では様々な検討がなされると思いますが、現在の保険料よりは高くなるのではないかと見込んでおります。

次に、2点目についてお答えいたします。

県では令和5年度までを取組期間、令和6年度から令和10年度までを移行期間として位置づけています。令和5年度までの取組期間では、医療費格差縮小や保険料収納率向上を目標に掲げており、町でも収納率向上に努めているところです。

令和2年度と令和3年度での比較については、医療分で1世帯当たり2,395円の減、1人当たり629円の減、後期分で1世帯当たり872円の減、1人当たり183円の減、介護分で1世帯当たり4,022円の増、1人当たり4,019円の増、合計で1世帯当たり755円の増、1人当たり3,207円の増となっております。

被保険者全員が対象となる医療分と後期分については、ほぼ前年同様の保険料率でしたが、40歳から64歳までが対象の介護分については、県への納付金額が増えたため増額となりました。

今後、最大でどのくらいの増になるかについては、毎年の県への納付金額からの保険料率を算定するため、正確な見込みはできませんが、現在の制度のままならば、被保険者数の減少や後期高齢者医療、介護保険の利用増が見込まれるため、年々高くなるのではないかと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

県統一保険料率の意義は、9番議員がおっしゃるとおり、市町村間の支え合いによる財政運営の安定化、異なる保険料負担に対する不公平感の解消であります。県統一保険料率になるまでにはまだ数年ありますが、保険料率が高くなると想定されることについては、制度上の問題もあり、非常に胸が痛い思いであります。急激な高騰にならないよう、残りの基金を効果的に使えるように慎重に検討していきたいと思っております。

次に、4点目についてお答えいたします。

県内統一保険料化については、市町村国保運営安定化等連携会議において様々な協議がなされますが、石川地方の町村会などを通して、県に働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 詳しい数字を言えといっても、なかなか無理な話でした。基本的には、県の令和11年度から始まる予定である国保料の統一化、これによって浅川町は国保の状況が変わりがなくとも国保税が上がる、

こういうことは今の答弁でもはっきりしたと思います。当面の問題としては、浅川町には幸い基金がありますから、それを使ってもらって軽減に回してもらおうということは妥当だというふうに思うんですけど、根本的に町の国保状況がほとんど変わらないのに、県で保険料を統一したいと、そのために浅川町の保険料が上がると、国保加入者の国保税が上がると、これは理不尽だと私は思うんですけども、町長、その認識をもう一回伺いたいと思います。

統一化の理由は、国保を全県で支え合うんだと、これもうちょっと詳しく言うと、小さい市町村は、年によってばらつきがあるから、国保税が上がったり下がったりするから、だからこれが安定的に行えるように、だから統一保険料にするんだと、これが一つの理由です。

それから、市町村間で国保税が高いところと低いところとあるから、これをこの不平等をなくすために統一するんだと、これが2つ目の理由。この2つの理由で統一化をするということなんです。でも、1つ目の理由の、小さい市町村でばらつきがあったと、確かに浅川町も前にありました。そういう時期は、例えば、頭の病気で、頭を手術しなくちゃならないと、こういう方が2人、3人と出てこられると、次の年は国保税がぐんと上がったと、こういうこともありました。確かに。でも、そういうことがない限りは安いんです。そういうことがないのに、ある年のように高い保険料を押しつけられるというのは、これは私はおかしいと思う。

それから、もう一つ、市町村間の不公平をなくす。高いところと安いところとある、これは不公平だからなくすというんだけど、先ほども申し上げましたように、例えば郡山市の人は、周りに良質な医療がたくさんあるわけです。例えば、脳出血とか、心筋梗塞を起こしたって、すぐ身近に適切な対応できる病院があるから命は助かる。でも、こっちは人は助からない人もいます。1時間もかけて患者運んで、その間にもう手遅れだと、こういうことだってあり得るわけです。そういう地域の、いいところの地域の人と、医療機関が充実していない地域の人と同じ保険料にして、ほら平等でしょうと言われてたって私は納得できない。町長はそこら辺についてどう思いますか。その点を伺います。

それから、最後の点の、石川地方の町村会、力を合わせて国や県に対して負担が上がらないように対応してくれという要望を今後強めていくと、まだ幸い数年あるから、こういうお答えだったというふうに思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 高い保険料を本町が支払っているのは、先ほど申したとおり、本当に私としては胸の痛い思いであります。本当に皆さん気をつけて医者にかからないように、保険料上がらないようにしているのは、本当に重々知っております。それで、先ほど申したとおり、石川地方の町村会、そして、あるいは管内町村会の意見や要望を提出するなど、県にとにかく働きかけていきたいと思っております。今、私ができるのは、せめてそのぐらいかなと思っておりますので、とにかく保険料が上がらないように努力したいと思っております。答弁になったかな。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 答弁漏れなんですけれども、統一保険料にする理由について、町長は納得しますか。国保を県全体で支え合うために浅川町の国保税を高くするんだ。そういう話でしょう。それから、市町村間の不公平をなくすために浅川町の国保税を高くします。これが統一保険料だとしたらば、町長はその理由について

納得しますか。その点だけ伺って終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 県で統一するために上がるというのは、当然納得しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）町直営の包括支援センター設立計画の詳細について、質問を許します。
９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 現在、包括支援センターは、石川福祉会に委託して行われていますが、これを町民に密着させるためということで、町直営にするという方向性が示されています。しかし、この間の経過を見ると、十分な検討がなされているのかどうか不安に思うところがあります。

そこで、４点伺います。

１点目です。現在の包括支援センターは石川福祉会委託とはいえ、町の保険センター内に設置され、携わっている職員も多くが浅川町の人で、町民に密着していると言えるのではないのでしょうか。これを町直営にする必要性について改めて伺いたいと思います。

２点目です。町はこの事業を社協に委託する考えで、昨年度と今年度、人件費などを補助金として社協に支出しています。町直営と言いながら社協に委託する理由は何なのか伺います。

３点目です。昨年度、これに関わる２人分の人件費を社協への補助金として予算化しました。しかし社協側では、結局採用は１人でした。この採用された職員は１年間どのような仕事をしたのでしょうか、伺います。

４点目です。昨年度は２人分の人件費を計上し、今年度は最初から１人分の人件費しか計上しませんでした。そして、この１人の方は、今年度から保健センター内の包括支援センターに出向になるということでありました。職員は２人必要なのか、１人で足りるのか、見習が必要なら、なぜ昨年度から出向させなかったかなど疑問であります。

こうして見ると町直営の包括支援センター設立は、十分に計画が練られていないように思います。そこで計画の詳細を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） １点目についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、浅川町でも町が設置主体となることから、制度開始の平成18年度から、町直営ではなく石川福祉会に委託しております。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種を配置して、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。直営ではなく委託した理由については、これら３職種のうち、保健師については町の保健師ですが、社会福祉士と主任介護支援専門員の有資格者の確保が難しいため、当時、特別養護老人ホームさぎそうに併設され、介護相談の窓口になっていた在宅介護支援センターに代替的に委託する形でスタートし、現在に至っております。

今後は、移行期間を設け、委託先を石川福祉会から社会福祉協議会へ移行したいと考えております。

次に、２点目についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、全国全ての市町村に設置されておりますが、直営が3割程度で、7割以上が社会福祉法人に委託しております。現在の石川福祉会への委託についてですが、地域包括支援センター業務を委託しているのは浅川町のみです。石川福祉会は石川管内の特別養護老人ホームを運営するための組織であり、浅川町のために有資格者を採用、派遣しているわけではなく、石川福祉会でも有資格者や介護職員不足等もあり、地域包括支援センター業務を今後も委託し続ける見込みは厳しいと考えております。

今後は移行期間を設け、委託先を石川福祉会から社会福祉協議会へ移行したいと考えています。その理由については、現在の地域包括支援センターの業務が、①地域に密着した活動をし、地域貢献を役割としている本来の社会福祉協議会の業務となっているため。

②多岐にわたる地域包括支援センターの業務を継承し、サービスの質の低下をさせないため。

③専門職種の確保を確実なものにするため。

④委託した場合、国・県からの交付金があり、町は委託金額のうち約2割程度の財政負担で済むためが挙げられております。

次に、3点目についてお答えいたします。

昨年度、2名分の予算計上で1名分の補助金でした。この1名については、昨年度、社会福祉協議会にりましたが、移行準備期間ということで、保健センター内にある地域福祉センターに行き来してもらい、様々な研修や会議に参加し、さらには平成18年度の開設当時から勤務している地域包括支援センター職員と同行し、業務を行ってまいりました。

次に、4点目についてお答えいたします。

令和2年度から令和7年度まで移行期間と計画しています。移行期間終了までは、現在の石川福祉会への委託と並行して社会福祉協議会への補助金支出を考えています。

その理由は、設置当時より現在までに勤務している石川福祉会所属の職員から、蓄積されたノウハウを時間をかけて社会福祉協議会の職員に業務内容を継承し、地域包括支援センターに必要な専門職を確保し、後進の人材を育成するための移行期間です。

今年度は1名の出向ですが、令和6年度までにはもう1名人材を確保し、スムーズに業務を継承させ、令和7年度を目標に委託先を社会福祉協議会に移行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大変丁寧な答弁で、どこの部分がどこなのかよく分からないような状況になってしまいましたけれども、まず1点目です。

直営にする必要性について、これについては、経過の説明がまずあって、そして、専ら石川福祉会のほうから資格職が足りないので引き揚げたいということなんですか。委託は受けられないと、資格職の確保が困難なので、どういう意向が伝えられているということなんでしょうか。その点をひとつ伺いたいと思います。

それから、2点目です。なぜ町の直営ではなくて社協に委託するのか。この部分、あまりよく分かりませんでした。全体を見ると直営が3割、社協委託が7割だということでもありますから、3割は直営でやっているんですね。町が社協に補助金を出して人を採用し、雇用してもらって、それを町の保健センターの場所にある包

括支援センターに出向させて、そこで見習をさせてって、何でこういう複雑な構造になるのか。単刀直入に、浅川町直営というふうにしないのはなぜなのか。伺いたいと思います。

3点目の採用された一人の方は、包括支援の仕事に同行して、一緒に研修を積んだということなんですか。これはこれでいいです。

4点目、今後の見通しです。令和7年度に移行する。4年後、そんなにかかるんですか。何か理由があるんですか。議事録を読み返したらば、昨年採用された1人の方は、社会福祉士と主任ケアマネジャーの両方の資格を持っていらっしゃる方だったというふうに書いてあったと思います。保健師の方はいらっしゃいますから、これで必要な3職種、3資格を持った方はそろったというふうに見えるんですけども、1人で2つの職種を兼務するというのは、これは認められないということなんですか。だからもう1人必要だと、こういうことですか。その辺がよく分からない。

それから、何で令和7年度までかかるんだろうかということなんです。今はたしか令和3年度ですよ。あと4年もかかるんですか。幾ら先輩からいろいろ引き継ぐといたって、1年一緒にやっていたらほとんどできるんじゃないですか。私は令和7年移行という、この何か随分のんびりした理由がよく分からないんですけども、これはもしかすると、今いる資格を持っている方が退職するまでいてもらって、そして引き継ぐと、こういうお考えなんですか。それはそれで一つ理由かなというふうに思うんですけども、その点、何でこんなに移行までに期間がかかるのか伺いたいと思います。

それから、この計画ってどこで立案して、どこで進めているのかよく分からないんですけども、何か前は一部の人たちだけで何か勝手に決めているような印象は持っていたんですけども、どこの方が決めて進めているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1番、2番、4番、5番は担当課より説明させていただきますが、3番の一人の方は、先ほど申したとおり、地域包括支援センターで職員と同行して様々に勉強をさせておりました。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 何点かあるので、ちょっと確認しながらお答えしたいと思います。

まず、1番目の資格職員を引き上げたいということかという点なんです。こちらに関しましては、石川福祉会と協議する中で、度々いつまでだという話も出ておまして、石川福祉会、先ほど答弁にもあったように、浅川町だけに包括支援センター委託を受けている状況なので、そういう福祉会の考え方もあるので、今回移行をしていきたいという計画になりました。

2点目は、なぜ直営じゃなく委託するのかというところですが、町長答弁にもありましたように、社会福祉法人に委託すると、国・県からの交付金というものがあまして、2割程度の負担で済む。8割は国・県の交付金が出るというところが一番他町村でも社会福祉法人に委託している大きな理由ではないかと思われ。これが市町村直営の人材であれば、その交付金は出ないということになりますので、なのでその7割近くは社会福祉法人に委託している市町村が多いと考えられます。

3点目は、1人は昨年度から同行して研修しているかというところですが、こちらに関しては、去年は身分を社会福祉協議会のほうで事務所の中におりましたが、包括支援センターのほうに行ったり来たりしていただ

き、同行し、研修会や会議にも参加しておりました。

令和7年度までの移行期間が長いのではないかとご指摘なんですが、地域包括支援センターという業務は、高齢者一人一人の人生観や、置かれた環境など、一人一人に対しての信頼関係もある仕事です。先ほど議員さんがおっしゃったように、平成18年度から携わっていただいた石川福祉会の職員、こちらが間もなく定年を迎えるという部分もありますので、そちらもその間にそういう同行したりして十分な引継ぎをして、利用者のサービス低下につながらないような引継ぎをさせていきたいと思っております、令和7年度という期間を具体的に揚げております。

一人の方が2つの職種を兼務できるのかという部分に関しましては、やはり今地域包括支援センターの仕事の内容自体が複雑化しております、多岐にわたる高齢者福祉の全般を担う、高齢者の福祉サービスの入口的な仕事もありますので、そちら兼務というよりは、やっぱり分担して仕事をしたほうがサービスの低下にはつながらないのかなと思いますし、また兼務できるかどうかという部分、私まだ確認はできておりませんが、まずはちゃんとした体制で仕事をしていったほうが良いと思われまますので、兼務はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2つだけ伺います。

1つは、直営にしない理由、これは社協に委託すれば交付金があつて、2割ぐらいの負担で済むんだと、こういう説明でありました。そうすると、全国で3割の自治体が直営でやっているだけけれど、それは全額負担で、つまり8割の補助を蹴って直営でやっていると、こういうふうなことになるのかな。でも、私はそれはちょっと何か信じ難いんです。そういうことであればほとんどの自治体は委託すると思います。2割だけで負担が済んで、直営だったら全額負担だというのは、であれば、直営でやっても別の交付金ってあるんじゃないですか。それはちょっと調べていただきたいなというふうに思います。それがないとすれば、全国で3割の自治体が直営でやっているというのちょっと理解し難いので、お願いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、もう一人の方を令和6年度までに採用したいということでもあります。これは今、2つの資格を持っている方、一人去年採用できたけれども、一人で2つの業務をやらせるわけにはいかないと、大変なのでもう一人の方を採用したいと、こういうことでよろしいですね。その方も、当然どちらかの資格を持っている方ということになりますよね。それでよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） まず、1点目の直営にしないという部分の、直営の場合は何か国・県から交付金等補助金があるのかという点に関しましては、ちょっと調べさせて勉強させていただきたいと思っております。

次の、どちらかの資格を持っている人を採用するのかという部分は、もちろん有資格者の採用ということで、もう一人を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）新型コロナに対する町の事業者支援対策の実績を伺うの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 新型コロナに対する町の事業者支援対策の実績を含めて2点伺いたいと思います。

1点目は実績です。これまでに事業者支援対策として3回、次のような予算計上がなされました。その実績をそれぞれ伺いたいと思います。

①は、昨年6月の補正予算に計上された20%以上の減収事業者に、事業継続支援給付金、これと対策事業者支援給付金、それぞれ1事業者各10万円、予算総額が2,000万円でした。これについての実績です。

②は、昨年9月議会での補正予算に計上された感染防止対策事業者支援補助金、一事業者3万円で予算900万円、それと畜産コロナ対策支援補助金、肉用牛1頭2万円、予算240万円についてであります。

3点目は、昨年3月議会の補正予算で計上された30%以上の減収事業者に補助金5万円から20万円、予算総額が946万円、これについてであります。それぞれの給付実績を伺いたいと思います。

2点目ですが、該当者や申請者が少なく、予算が余ってしまった場合、それに関する国からのコロナ交付金、これはどういうふうな扱いになるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、担当課長より実績の数値を報告させていただきます。

2点目については、昨年の6月補正、9月補正の支援策で予算に残が出たものは、前回の3月議会において、現在、申請を受け付けております事業者支援金に予算を組み替えております。今回の事業者支援金についても、申請期限後に残が出るようでしたら、国に提出している計画の認められる範囲内での変更も考えており、交付金として来ている分は有効に活用したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、実績の数値をご報告いたします。

まず初めに、昨年6月の補正予算となります。浅川町事業継続支援給付金、1件当たり10万円、これにつきましては、115件で1,150万円となっております。続きまして、これも同じく昨年6月の補正予算です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対象事業者等支援金、これも1件10万円となっております。こちらにつきましては22件で220万円の実績となっております。

続きまして、昨年9月の補正予算でございます。新型コロナウイルス対策事業者支援補助金、上限3万円で、こちら申請のほうが多く、30件で75万9,716円となっております。同じく9月補正で、浅川町肉用牛経営支援金、これは1頭当たり2万円ということで、件数が33件、頭数が122頭、244万円の実績となっております。

前回の3月議会で、令和2年度から3年度に繰り越した予算になります。こちらは現在まだ受付期間中ですので、今週月曜日時点の件数でご報告したいと思います。申請件数が14件で160万円となっております。まだ申請期間がありますので、これからまだ来るのかなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） なかなか予算に近い執行になったものもあれば、思ったほど該当者が少なかったものもあるというふうに印象を持ちました。

お尋ねをしたかったのは、余った交付金は無駄にしないで、できるだけ活用するという方向をきちんとして

いただきましたかということなんです。答弁では、国に提出している計画の変更が認められる範囲で変更して対応していくと、無駄にならないように対応していくということなんですけれども、例えば、現在の募集中の30%以上の減収事業者、これを20%以上に途中から引き下げると、こういうことは可能なんですか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

今回、今やっております浅川町事業者支援金、こちら昨年の6月補正、9月補正の残分の予算も組み替えまして、予算2,400万円とさせていただきま助成のほう行っております。国のほうに提出いたしました計画では30%以上の減収ということで出しておりますが、先ほどお話ししましたとおり現在14件程度で、まだ期間がありますので、これからという方もいらっしゃると思いますが、思ったより30%以上の減収という方、なかなかいなかったようなので、国のほうで30%以上という減収で出してはございますが、その計画の中での範囲で、条件の緩和とかは可能なようです。国のほうに確認いたしまして、もしその計画の中で、軽微な変更が可能ということでしたら、これを20%以上に条件を緩和するとか、金額のほうを上げるとか、そういったことも考えていきたいと思います。6月末までの申請となっておりますので、そこまでの申請状況、一旦閉めたところで、またそれは考えたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）私的な情報誌を行政組織を使って町民に配布した理由は何かの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 新年度になって、月間の情報誌「すかっと」の4月号が、回覧板のルートで配布されました。私は3月議会で、私的な刊行物を何のルールもなく行政の組織を使って頒布することは、行政組織の私物化になりかねず、問題ではないかと一般質問で取り上げ、町長は、新年度からは配らないようになるというふうに約束をしました。この答弁のとおり、直後の「すかっと」の3月号は、早速回覧板ルートで配られることはなく、新聞折り込みによって頒布になりました。ところが、突然4月号がまた回覧版ルートで配られました。そこで、以下3点について伺います。

1点目ですが、4月号が議会で約束に反して、回覧板ルートで配られることになったいきさつを伺います。

2点目ですが、4月号の真ん中見開きは、町長が応援する国会議員の対談記事が掲載されていました。この記事を町民に見せるために配ったとすれば、これはやってはならない町長の行政組織の私物化であります。このことについて認識を伺います。

3点目です。改めて公的でないものを回覧板ルートを使って配布することに対する町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目のいきさつにつきましては、令和3年度からは発行者が取り扱うこととしておりましたが、4月号は

令和2年度の3月22日頃に届いており、町の広報あさかわと、県が発行する「ゆめだより」を同時に配布することを避けるため、4月14日にずれ込んだものであります。

2点目につきましては、記事は発行者が企画・編集しており、当該記事を町民に見せるためという意図はございません。

3点目につきましては、当該情報誌が浅川町を含めた地域の情報を載せており、公益性があるものと考え配布したものでありますが、令和3年度からは発行者が取り扱うこととしております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これの前の3月号、これはたしか新聞折り込みになったんです。私が一般質問の通告を出したときです。これ回覧板ルートで3月号は配らなかつたでしょう。違いますか。その点確認します。私の記憶ではそうなんです。私、質問通告出したから、早速これやめたんだなというふうな印象を持ったんですけども、その3月号には、町長が応援する国会議員でない人の記事が載っていたそうなんです。これはやっぱり見る人が見れば、これは町長は自分の応援する人の回覧板ルートで配って、そして、そうじゃない人のやつは、町は関係ないよということで対応したと、こういうふうにとられてもこれしようがないというふうに思います。

3月22日に届いていたから、4月14日に頒布をしたと、新年度からは配らないって約束したじゃないですか。新年度からは配らないって約束したんだから、3月22日に届いたときに、これはもう配らないというふうに議会で答弁しましたので、お返します、お持ち帰りくださいと、こうするのが本当じゃないですか。そういうふうにしなくて、回覧板ルートで配ったということは、町長、そういう意図はなかつたんだといっても、この記事の内容が内容ですから、ちょうど真ん中なんです、これ。開くと、佐藤何とかさんと、上杉何とかさんの対談記事です。やっぱりこういうのは町政の私物化だというふうな批判を招きますので、町長は慎重に対応していただきたいというふうに思うんですが、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず私は、私物化はしておりません。大変本当に3月の答弁とやるのが違うべというたら、まずは私のミスであります。まず謝りたいと思っております。それと、この記事の内容は、これは私は本当に全然ご存じありません。これある程度のお金を出せば、記事の内容、ページ数は全部違うと思っておりますので、いずれにしろ、5月、6月は、新聞折り込みになっておりますので、今後ともそういう私物化だという疑いがないようにやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点だけ。3月号は回覧板ルートで配らなかつたですね。新聞折り込みになってきたと思うんですけども、その点確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そういう疑いがあれば、今後、とにかく今答弁できませんので、調べさせていただきます。ただ先ほども申したとおりに、そういう誤解があれば全て私の責任だと思っておりますので、今後とも気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） この3月号については、月曜日の際に調べてお答えいただければ結構です。

○議長（円谷忠吉君） じゃ、そういうことで町長お願いします。

次に、質問順9、7番、金成英起君、（1）県道浅川古殿線の道路改良対策についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） ラストになりましたが、県道浅川古殿線の道路改良対策についてを質問させていただきます。県道浅川古殿線は、沿線住民の重要な生活道路であります。字宿坂の急角度のカーブ、その先の字小野久保の急斜面のカーブの、この2か所は、カーブがきつくて大型車両との交差のときなど大変危険であります。また、歩道の設置もなく、早急に道路改良対策を県に強く求めるべきではないかと思えます。町長の見解を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道浅川古殿線、宿坂地内の急カーブと、小野久保地内の急勾配のカーブですが、根本的な改良対策となると地形的に大規模な改良工事が必要となると思われませんが、県に歩道の設置を含めて、各種要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 大変、町長さんの前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。たしか、平成10年前後だと思いますが、今の宿坂の手前、東大畑に入るあの辺で歩道が止まっているんです。これから延長するような形で止まっているあの姿を見ると、あの先も土地の交渉を町のほうでは進めて、町のほうではなくてこれは県道ですから、そういう工事の経過などは町のほうで一切分からなかったんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 平成10年前後、歩道が止まっているということですので、なお確認して、とにかく本町全部誰もが通れるような歩道設置、あるいは道の急カーブは、時間がかかるとは思いますが、様々に検討して直していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 確かにこの浅川古殿線を見ますと、あの2か所のカーブを解決すれば、確かにすばらしい道路にはなります。ぜひ町長さんの働きをもって、早期の道路の改良、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 7番議員さん、道路の改良とか、歩道とか、今、様々に各地域から要望が来ております。今日、議員さんから言われたからといって、すぐはできるものじゃありませんが、様々なことで検討させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町道外側線引き直し改修についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 町道であります外側線の引き直し改修について、町道外側線、白線が消えてなくなり、そのため大変危険です。早期に外側線引き直しのお願いであります。住民の方からの要望で、字畑田の集会所前から、字中ノ町の上畑田までの外側線の引き直し改修工事のお願いであります。町長の見解をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道の外側線等の引き直し修繕につきましては、毎年、予算の範囲内で行っております。道路パトロールでの調査や行政区要望箇所を現地確認して修繕箇所を決定しております。ご質問の箇所については、今年度、一部区間の修繕を実施していきます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 大変ありがとうございます。実は、支線から部落に入る道はほとんど外側線が消えた状態になっています。あと、目についたのは、橋上沢もほとんど消えています。あと両町も細かい道路は引き直しを必要じゃないかと思われるような箇所が何か所かあります。ぜひ優先順位を決めながら進めていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、申したとおり、一部はとにかくやらさせていただきます。橋上沢は職員と検討して、優先順位を上げて、何とか外側線をやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時04分